

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.5)

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議

令和3年1月7日に政府の感染症対策基本的対処方針が変更になったことを受けまして、ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議は、「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を改訂いたしました。

この度の基本的対処方針では、「緊急事態宣言発令の特定都道府県」と「それ以外の地域」におけるイベントの開催制限、収容人数に応じた感染症対策、また飲食に関する対策などが新しくなりました。

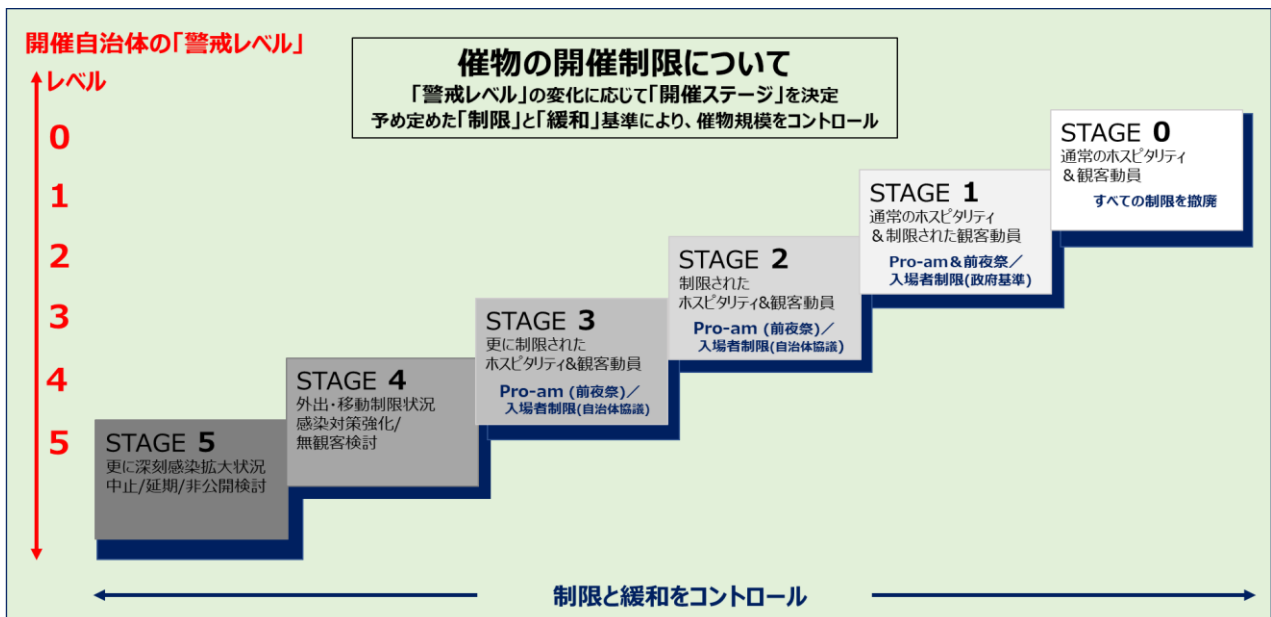
緊急事態宣言発出中であっても、緊急事態宣言の要請内容にイベント開催の中止もしくは自粛が含まれていない場合は、競技会主催者は競技会の開催を検討してもよい。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じることで、イベントの開催を認められています。

大会の計画や準備が始まる時期が近づくこともあり、本対策会議にて協議検討を重ね、「開催地の感染状況に応じた催物の制限と緩和に関する考え方」と「その数値や内容に関する基準」を本ガイドラインにてお示ししてゴルフトーナメントを計画通りに開催するための指針とするものです。

また感染状況の変化、政府の対処方針の変更等により都度改訂されるものとします。

*本ガイドライン(Ver.4)12月3日改訂版からの変更部分には、下線をつけてお示ししています。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 *2021年開催基準*



ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議にて作成 (P. 12 「V. トーナメントの開催基準」参照)

－目次－

P. 1	ガイドライン改訂について	
	【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】	* 2021 年開催基準 *
P. 4	I. 基本方針	
P. 5	II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報	
P. 7	III. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義	
P. 9	IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策	
P. 12	V. トーナメントの開催基準	
P. 12	1. 開催判断基準	
P. 12	2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）	
P. 12	3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準(制限・緩和ステップ表)	<u>NEW</u>
P. 18	4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策	<u>NEW</u>
P. 18	5. 飲食に関する基本的な感染防止策	<u>NEW</u>
P. 25	6. 医療体制に関して	
P. 25	7. 検査について	
P. 26	8. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について	
P. 27	9. 感染リスク防止のための備品等の準備	
P. 27	10. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意	
P. 28	VI. 選手・大会関係者への対応	
P. 28	1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因	
P. 29	2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策	
P. 29	3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則	
P. 30	VII. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）	
P. 30	1. 有事での心構え	<u>NEW</u>
P. 30	2. 陽性判定への対応	<u>NEW</u>
P. 30	3. 報告のフローについて	<u>NEW</u>
P. 31	4. 症状がある場合の相談や医療について	
P. 32	5. 情報開示にあたって	
P. 34	VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討	
P. 34	1. プロアマ大会の実施について	
P. 35	2. 前夜祭の開催について	
P. 36	3. その他の催物について	
P. 37	IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討	
P. 37	1. ボランティア募集について	
P. 37	2. アルバイトの管理について	
P. 38	3. 3. その他の臨時来場者について	

- P. 39 **X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について**
- P. 39 1. 観客動員について
- P. 41 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク P.28「VI-1」参照
- P. 41 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項
- P. 42 4. 入場制限対象者の設定
- P. 43 5. 観客の管理
- P. 44 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応
- P. 45 7. ゴルフトーナメント特有の対応について
- P. 39 **XI. イベント開催制限の段階的緩和の目安**
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)

参考文献

- P. 56 東邦大学の炭山嘉伸理事長からのご提言
- P. 57 提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

参考資料

- P. 58 【参考】FAQ (よくあるご質問) **NEW**
- P. 60 【参考】来場されるお客様への案内 (文章サンプル) **NEW**
- P. 62 【参考】入場券に関する案内 (文章サンプル) **NEW**
- P. 64 【参考】感染予防措置 実施チェックリスト(イベント開催時の感染防止策) **NEW**
- P. 67 【参考】感染予防措置 実施チェックリスト(飲食の感染防止策) **NEW**
- P. 69 【サンプル】感染調査シート
- P. 70 【サンプル】濃厚接触調査シート
- P. 71 【参考】暫定的な濃厚接触者の追跡 **NEW**
- P. 72 【サンプル】感染に関する発表について
- P. 73 【サンプル】発表項目チェックリスト
- P. 74 【サンプル】大会事前 問診票
- P. 76 【サンプル】大会期間中 問診票(A)当日健康チェック、前日～当日行動記録アンケート付
- P. 77 【サンプル】大会期間中 問診票(B)当日健康チェック
- P. 78 【サンプル】大会終了後 問診票
- P. 79 「新しい生活様式」実践例
- P. 80 【参考】感染防止対策 啓蒙サイン(例) **NEW**

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.5)

I. 基本方針

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」は政府の「基本的対処方針」を遵守して、「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議(公益財団法人日本ゴルフ協会/公益社団法人日本プロゴルフ協会/一般社団法人日本女子プロゴルフ協会/一般社団法人日本ゴルフツアー機構/一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会)」にて編集され、医療アドバイザーの指導、スポーツ庁の監督を経て、内閣官房に「業種別ガイドライン」として登録されるものであります。

ゴルフトーナメントを開催するにあたり、主催者と大会を管轄するゴルフ協会は、政府方針を遵守し、開催地の自治体及び医療機関、企画運営する各社と連携して、**“選手及び選手関係者を守る・すべての大会関係者を守る、招待者及び観客を守る、開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”**ことを念頭に、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

ここに述べる感染症対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していきます。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なりますので、**開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催・継続することが前提であることを強調させていただきます。**

新型コロナウイルス感染症対策は、**個人防衛、集団防衛、社会防衛**の3つの見地から考える必要があります。何よりも重要なのは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者、大会事務局・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者が、**発熱・咳・咽頭痛・だるさ、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚・嗅覚障害や、息苦しさ・呼吸困難・胸痛・濃性痰などの肺炎症状**(以下これらをまとめて「諸症状」という)を認めたら休む勇気を持つこと。招待客も観客も同様に、**諸症状を認めた場合にはゴルフトーナメント会場に行かないという文化を醸成することが必要です。**

従って、大会を継続する、ツアーを継続するためには、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、「絶対に濃厚接触者にならない、作らない、会場に入れない」ようにすることが重要となります。

このような個人防衛に加え、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し**“日本のスポーツ文化を守る”**ことが、最も重要な目標と考えます。

II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報

<p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の病原体</p>	<p>(1) コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 による感染症を COVID-19 (感染症法では新型コロナウイルス感染症) と呼ぶ</p> <p>(2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。 また他の人に感染するようになる • 症状が出るおよそ 2 日前から他の人の感染するのがこのウイルスの特徴 <p>(3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。</p> <p>付着した状態で 3 日間程度は感染力をもつとされる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要 • 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要
<p>感染経路</p>	<p>(1)飛沫感染：咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染</p> <p>感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染。ウイルスが含まれる「飛沫」は咳やくしゃみのみならずおしゃべりによっても排出される。①多数の人が多く集まる環境、②近距離での会話、③換気の悪い密閉空間、といった 3 条件が重なる状況では、特に感染するリスクが高くなる。</p> <p>(2)接触感染：手で触れることによる感染</p> <p>感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻や眼を触ることにより粘膜から感染。咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスは、テーブルなど環境表面に付着し、一定期間生存している。汚染した環境に触れた手指などを介して、ウイルスが粘膜(口、鼻、眼など)から侵入することにより感染が成立する。<u>物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われている。</u></p> <p>*WHO（世界保健機関）は、新型コロナウイルスについて、これまで接触感染や飛沫感染などを主な感染経路としてきましたが、さらに空気感染の可能性が否定できないとの見方を示しました。(7月8日)</p> <p>また感染経路不明な感染者も多くなっていることから、更に厳密なマスク着用や手指衛生など、後述する感染防止策が重要になります。</p>

<p>潜伏期・感染可能期間</p>	<p>(1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は、 1～14 日間で、5 日程度で発症することが多い</p> <p>(2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴</p> <p>(3) 発症から3～4週間、病原体遺伝子が検出されることはまれでない。 ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない</p> <p>(4) 感染可能期間は、発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている</p> <p>(5) 血液、尿、便から感染性のある SARS-CoV-2 を検出することはまれである</p>
<p>年代と症状</p>	<p>(1) 感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒する。2割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度とされている</p> <p>(2) 若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している。</p>
<p>感染を促進する3要因</p>	<p>(1) 多くの方が集まる状況での濃厚接触(手が届く範囲での交流)</p> <p>(2) 近距離での咳・くしゃみ、おしゃべり、発声</p> <p>(3) 換気の悪い密閉空間</p>
<p>感染リスクが高まる環境・状況</p>	<p>特に換気の悪い「密閉」された空間で多くの方が発声を伴う行動(歌唱や会話等)を、対面を含む「密接」した状況で行い、一定期間の接触がある場合(密集)、2次感染が発生する可能性が高くなることが知られる。</p> <p>繁華街の接待を伴う飲食店等これまでにクラスターの発生している施設等への外出を自粛する。</p>
<p>基本的な感染防止策</p>	<p>以下の取り組み(7項目)が、着実に実施することによって、社会全体での感染リスクは、かなり下がることが期待されることを発表しています。</p> <p>① 3密や大声を上げる環境の回避</p> <p>② マスクの着用</p> <p>③ フィジカルディスタンスの徹底</p> <p>④ 手洗い、手指消毒</p> <p>⑤ 換気の徹底</p> <p>⑥ 濃厚接触の回避</p> <p>⑦ 「新しい生活様式」の徹底</p>

(出典)「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策」2020年5月22日

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」厚生労働省

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義

患者(確定例)	<p>「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。</p> <p>※本ガイドラインでは「陽性感染者」とする。</p>
無症状病原体保有者	<p>「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。</p>
疑似症患者	<p>「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。</p> <p>※本ガイドラインでは、検温による発熱、問診により「諸症状」が認められたものを「疑い症例」とする。</p>
<p>感染症を疑う症状</p> <p>※本ガイドラインにおける「諸症状」の定義</p>	<p><感染に関連する体調異常例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪寒、発熱、から咳、鼻汁、鼻閉、頭痛、咽頭痛などの風邪の症状の有無 ・全身の倦怠感、関節・筋肉痛、食欲不振、下痢などの有無 ・味覚嗅覚障害の有無 ・嘔気、嘔吐等の有無 ・呼吸困難、胸痛、濃性痰等の肺炎を疑う症状の有無 <p>※基礎疾患（心臓・腎臓・糖尿）をもつ、高齢者は重症化する可能性が高いことも周知する。</p>
患者(確定例)の感染可能期間	<p>発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。</p>
無症状病原体保有者の感染可能期間	<p>陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等での待機開始までの間とする。</p>
濃厚接触者	<p>「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者 ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者 ・患者(特例例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

患者クラスター(集団)	<p>連続的に集団発生を起こし(感染連鎖の継続)、大規模な集団発生(メガクラスター)につながりかねないと考えられる患者集団を指す。</p> <p>これまで国内では、全ての感染者が2次感染者を生み出しているわけではなく全患者の約10～20%が2次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。</p>
退院に関する基準	<p>「病原体を保有していないということ」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。</p> <p>③発症日から10日間経過した場合。</p> <p>④発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。</p> <p>*厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け) 「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-4</p>

(出典)「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて(一部改訂)厚生労働省健康局2020年6月12日

●新型コロナウイルスに関して、詳しく知りたい場合以下を参照してください。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策

【原則】 ～試合を継続し、ツアーを継続するために～

1. ゴルフトーナメントに関係するすべての者とその家族や帯同者等が、発熱・咳・倦怠感等の症状を認めた場合には休む勇気と、休める体制を構築すること。
2. 招待者も観客も、発熱・咳・倦怠感等の該当する諸症状を認めた場合には、トーナメント会場に行かないという文化を醸成すること。
3. 新型コロナウイルスは、いつ誰が感染しても不思議ではない病気です。陽性判定や、発熱等の諸症状がある場合等の有事の際には、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行します。その先に広げないこと、広がる要因を明確にし、対策を実行し、試合を継続していきます。(参照：P30 VII-1「有事の心構え」)
4. 症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、絶対に濃厚接触者とならないようにする。保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、14日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されません。(大会全体、該当者の属性の中に多くの濃厚接触者が出ると、活動全体が14日間停止することになります)
「絶対に、濃厚接触者にならない。作らない。会場に入れない」ことが重要です。
ゴルフ団体及び主催者は、保健所の判断に時間を要するようであれば、判断を待たずに疑いのある者の検査等を速やかに行うことも検討する(参照：P71 暫定的な濃厚接触者の追跡)
5. 大会期間中に5人程度、接触履歴などから明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがあります。大会に関係した企業・職員、同じ属性や環境にいたものは、3週間程度業務停止を求められることがあります。
「感染の連鎖を招かないように、感染リスクに留意した準備と対策」が重要です。

【基本的感染症対策】

「個人防衛」「集団防衛」「社会防衛」を組合せて対応、対策を行います。

以下の対応を取ることが新型コロナウイルス感染症の伝播を防ぐ上での基本になります。

個人防衛	<p>(1)身体的距離の確保 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。</p> <p>(2)マスクの着用 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用すること。</p> <p>(3)手指衛生の励行 ・消毒用アルコール剤による手指衛生の励行が原則です。ただし、選手によっては、アルコールによりマメなど指先の状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と石鹸による手洗いでも十分な予防効果が期待できます（手指消毒、手洗いのやり方は管轄するゴルフ協会、大会関係各社で指導） 化粧室を利用する前、日焼け止め及び化粧等、顔に触れる前に手指消毒をする。</p> <p>(4)安全な移動及び行動</p>
------	--

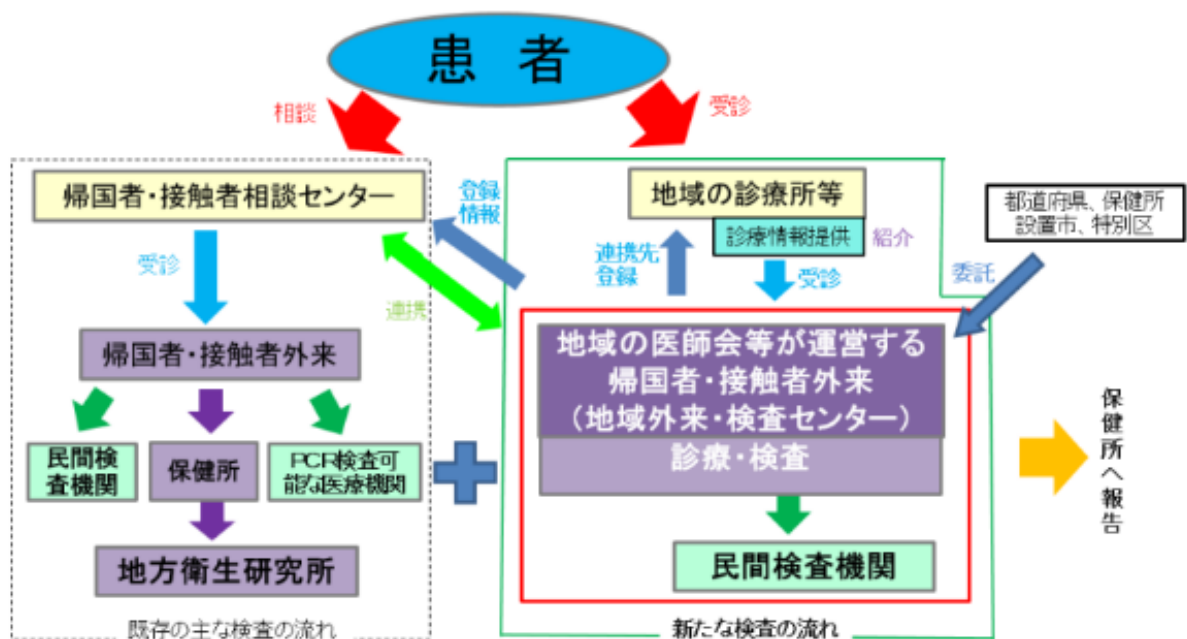
	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の移動・行動は避ける ・遠征先での外出・外食など不特定多数との接触の機会は避ける ・バスなどでの移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避 ・移動中もマスクを常時着用し、出発ならびに到着時に手指衛生を行う ・公共交通機関の使用や飲食店等を利用する際には混みあう時間帯を避ける ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにすること。 ・地域の感染状況に注意すること。 <p>(5)「3密（密集・密接・密閉）」を回避すること。 不特定多数の人が集まる場所（特に換気の悪い場所）、体が触れ合う状況において感染のリスクが高まります。</p> <p>(6)口・鼻・眼に不用意に触れないこと。 手についたウイルスが粘膜を通して感染を起こします。</p> <p>(7)規則正しい生活とバランスの取れた食事をとること。 感染対策、全ての健康の基本となります。</p> <p>(8)毎朝、体温を測定し、健康チェックを行う。発熱又は風邪の症状がある場合は自宅、滞在するホテル等で待機すること。（集団感染を防ぎ大会を守る）</p>
<p>集団防衛</p>	<p>(1) 選手・選手関係者及びすべての大会関係者が規則を遵守すること 虚偽のない報告、自主隔離等で、感染拡大を防ぐ</p> <p>(2) 来場するすべての関係者の名簿を管理する。</p> <p>(3) 発熱及び諸症状がある場合は、会場に行かない、休みやすい環境と体制を整える。</p> <p>(4) 濃厚接触者をつくらない、自らが感染しないように対策する。</p> <p>(5) 毎日の健康チェックと行動記録（セルフチェック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温測定： 起床直後・就寝前など決まった時間での体温記録 ・健康チェック： 発熱、咳、咽頭痛、だるさ、倦怠感、食欲低下の有無、味覚嗅覚障害、呼吸困難、睡眠時間など ・行動記録： 食事や出向いた場所・同行者などの記録をメモしておくが良い
<p>社会防衛</p>	<p>(1) 政府「基本的対処方針」の遵守、開催地自粛要請及び諸対策の遵守</p> <p>(2) 開催自治体、所轄保健所、医療機関、検査機関との連携</p> <p>(3) 「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」全体での情報共有体制 体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築</p>

●帰国者・接触者相談センター

以下の条件に当てはまる場合は、管轄するゴルフ協会・所属会社・業務受注元に対する報告の上で、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」（地域により名称が異なることがある）に相談する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 相談の結果、感染が疑われると判断された場合には、帰国者・接触者外来や地域外来検査センターを紹介され、そこで検査を受けることになります。

【検査のフロー】



※帰国者・接触者相談センターはすべての都道府県に設置され、24時間対応していますので、詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

【帰国者・接触者相談センターページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

注釈：本ガイドラインでは、トーナメント（ツアー競技）開催を前提とした感染症対策について記しています。ゴルフ場やゴルフ協会が開催する一般的なゴルフ競技会につきましては、新型コロナウイルス対策感染症予防の観点から主催者や開催ゴルフ場が行うことができる準備・諸注意事項を記しています。競技会場の開催環境等を踏まえて各競技会の実情に照らし合わせながらできる限りの予防策、準備の目安等をまとめています。準ツアー競技、予選会、資格認定テスト等開催時の参考に合わせて参照してください。

【日本国内の小規模ゴルフイベント（非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む）における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】

http://www.jga.or.jp/jga/html/jga_data/02KYOUUGI_NEWS/2020_KYOUUGI/ama_covid19_unyorejirei.pdf

（公財）日本ゴルフ協会 2020年5月29日

V. トーナメントの開催基準

1. 開催判断基準

- ① 政府及び自治体の見解
- ② 大会開催地自治体の状況
- ③ 選手の状況及び動向
- ④ 他のスポーツの動向
- ⑤ ツアー全体の状況

2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）

主催者とゴルフ協会の意思統一が取れていることを前提に、以下を整えることが重要となります。

- ① 開催県知事や開催市町村長等の自治体の承認がしっかりと取れていること。
- ② 開催期間中、医療従事者（医師や看護師）のスタンバイまたは、近隣の病院との連携が出来ていること。
- ③ 本ガイドラインに基づき、万全の予防対策、選手、キャディ、関係者及び観客を含むすべての入場者の健康チェックを行うこと。

3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準

開催地(都道府県)の警戒レベル(感染状況)のイベント制限に準じた「大会開催STAGE」を策定し、開催時の警戒レベルの変動に応じて、人数制限及び対応緩和レベル等を変更することを推奨しております。警戒レベルによる段階的な基準をもつことで、計画時と開催時の警戒レベルの変更に順応することを目的としています。

- ①国の警戒レベル、開催自治体の警戒レベルに応じた「大会の開催レベル (STAGE)」を策定。
- ②開催地域の警戒レベル(感染拡大状況)の変化に応じ「大会規模及び催物内容」の変更を、計画通りに、かつ事前案内の通りに遂行することができる。
- ③制限する人数及び制限は開催自治体方針(基準)に準じてください。

【前提①】

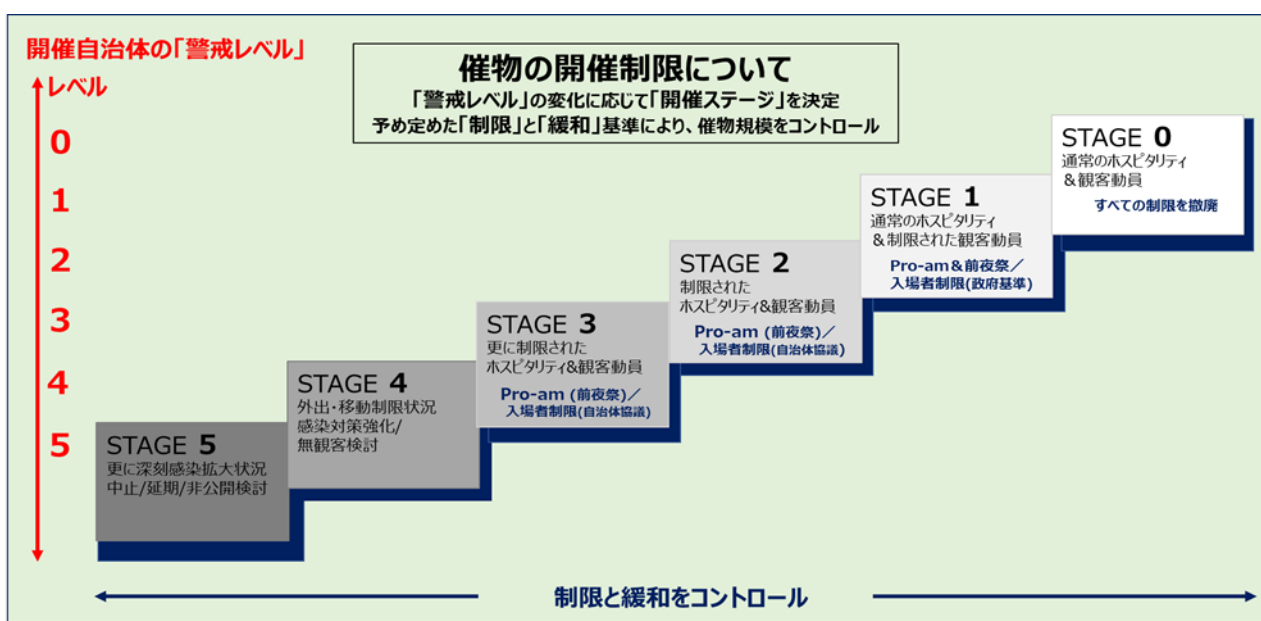
緊急事態宣言発出中であっても、緊急事態宣言の要請内容にイベント開催の中止もしくは自粛が含まれていない場合は、競技会主催者は競技会の開催を検討してもよい。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。

【前提②】

人数の制限等においては、観客のみとする場合、関係者も含む場合等、自治体により異なりますので必ず確認の上で、設定及び管理をお願いいたします。

*本ガイドラインでは、「観客及び招待者」が、制限人数に含まれるものと考えています。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 *2021年開催基準*



「開催判断基準」

開催地(都道府県)の警戒レベル(感染状況)に準じて「開催STAGE」を決定する。開催時の警戒レベルの変動に応じて、制限及び緩和のレベルも変更してください。
 自治体ごとに入場制限や飲食に関する指導等が異なりますので、自治体並びに管轄ゴルフ協会と「大会基準」を定めて開催してください。

警戒レベル(国)	特別警戒都道府県	緊急事態宣言レベル (特定都道府県)	緊急事態措置の 対象外の都道府県				
		爆発的な感染拡大及び 深刻な医療提供体制の 機能不全状態	感染者急増及び 医療提供体制の 大きな支障が発生	感染者の新増及び 医療提供体制に 負荷が蓄積	感染者の散発的発生 及び医療体制に特段の 支障がない状態		
		ステージⅣ	ステージⅢ	ステージⅡ	ステージⅠ		
開催可否/制限/緩和	× 中止 又は 延期	◎ (21年1月8日発令) 屋内・屋内とも： 5000人以下 に加えて、 屋内：定員50%以下 人の距離：できるだけ2m *安全が担保できない場合 更なる観客制限を検討	◎ (20年11月12日発令を2月末まで採用、3月以降は最新の「政府方針」を採用してください) 人数上限：①収容人数：10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数：10,000人以下⇒5,000人 座席有り ①大声・声援なし 100% ②大声・声援あり 50% 座席無し ①大声・声援なし 適度な間隔(触れない程度) ②大声・声援なし 十分な距離 (1m)		◎ 通常開催		
警戒レベル(都道府県)	都道府県により、警戒レベル(段階の数)が異なりますので、各大会の開催基準(STAGE)を決定してください 【原則】主催者・管轄ゴルフ協会・開催自治体が確認・承認すること 【目的】①制限解除となれば100%計画通りに開催する。②感染状況が悪化した場合に迅速に対応できる仕組みを作る 【詳細】 P.39 「X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について」参照						
(4段階設定の自治体)		警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1	すべての制限解除	
(5段階以上設定の自治体)		警戒レベル5以上	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1	すべての制限解除
(状況)	①大会が個別に、自治体/ 警察/消防/保健所等から 中止要請を受けるような事態 ②教育機関が休校になる ようなレベル	感染爆発・医療崩壊の リスクが高い状態	感染が拡大している状態	感染が概ね抑制 できている状態	感染が抑制できている状態	①終息 ②ワクチン等による収束 ③感染症レベル変更	
(イベント制限の考え方)		都道府県独自の イベント制限自粛要請あり	自粛要請は実施しない (基本対策の更なる強化)	自粛要請は実施しない (基本対策の強化)	自粛要請は実施しない (基本対策の周知徹底)	規制・要請なし	
大会開催STAGE	STAGE 5 更に深刻感染拡大状況 中止/延期/非公開検討	STAGE 4 外出・移動制限状況 感染対策強化/無観客検討	STAGE 3 更に制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 2 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 1 通常のホスピタリティ &制限された観客動員	STAGE 0 通常の ホスピタリティ&観客動員	
【開催可否/制限/緩和】	× 中止 又は 延期 又は 非公開開催	△ 観客入場制限/無観客 (県外移動制限等考慮)	○ 観客入場制限 (開催自治体と相談)			◎ 通常開催	
【制限・対策検討目安】	以下は、ガイドラインで示す基本対策の実施を前提として、推奨する基本的な考え方になります。 換気状況や自治体や保健所からの指導があれば変更してください。* 飲食・喫煙等、マスクをはずす場合は要注意です。 ギャラリー送迎バスの乗車率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用・発声制限・換気」、ギャラリースタンドの利用率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用(飲食禁止)・声援無し」などの工夫をお願いします。						
人と人の距離(移動「少」) * マスク着用・発声制限・換気		十分な距離(1m)	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)		
人と人の距離(移動「多」) * マスク着用・発声制限・換気		十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)		
屋内(マスク着用・発声「無」) * クラブハウス等		50%	100% (換気等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)	
屋内(マスク着用・発声「少」) * 関係者諸室/ロッカールーム・浴室等		50%	100% (換気等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)	
屋内(マスク着用・発声「多」) * インタービュー/ボクシング本部等		50%	50%	100% (換気等の条件次第)	100%	通常(100%)	
屋内(マスク非着用・飲食) * レストラン/喫茶エリア/関係者食堂		50%	50%	50%	100% (換気等の条件次第)	通常(100%)	
屋外(マスク着用・発声「無」) * 観戦スペース		50%	100% (導線等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)	
屋外(マスク着用・発声「少」) * 観戦スペース(声援)		50%	100% (導線等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)	
屋外(マスク着用・発声「多」) * レッスン会/物販/オークション等		50%	50%	100% (導線等の条件次第)	100%	通常(100%)	
屋外(マスク非着用・飲食) * ギャラリーフラッグ(コンセッション)		50%	50%	50%	100% (導線等の条件次第)	通常(100%)	
* 注意事項 (すべて共通)	悪天候による中断時など、収容率を超える場合には、「マスク着用・会話の禁止・人の向き・換気」など対策強化をお願いします。						
選手関係者 * 管轄ゴルフ協会規定に準じる		× (通訳除く)	* 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる		○	○	
協会発行ID * 管轄ゴルフ協会規定に準じる		(メディア・プロサービス限定)	* 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる		○	○	
メディア * 管轄ゴルフ協会規定に準じる		代表幹事のみ等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	1社1名等 特別取材規定適用	○	○	
記者会見 * 管轄ゴルフ協会規定に準じる		リモート会見	リモート会見	リモート会見	○ 飛沫防止対策	○	
競技運営 * 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる			* 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる			○ 当面、ガイドライン遵守	
公式記録/参考記録 * 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる			* 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる			○	
表彰式 * 管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる		○ 非接触/簡素化	○ 非接触/簡素化	○ 非接触/簡素化	○ ガイドライン遵守	○ 当面、ガイドライン遵守	

大会開催STAGE	STAGE 5 更に深刻感染拡大状況 中止/延期/非公開検討	STAGE 4 外出・移動制限状況 感染対策強化/無観客検討	STAGE 3 更に制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 2 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 1 通常のホスピタリティ &制限された観客動員	STAGE 0 通常の ホスピタリティ&観客動員
プロアマ (プレー)	×	△ 県外移動自粛等考慮	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ ガイドライン遵守	○ 当面、ガイドライン遵守
プロアマ (クラブハウス)	×	×	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
プロアマ (朝食)	×	×	ゴルフ場での朝食を設定しないことも有効(接触機会の削減)		○	○
プロアマ (プレー中 軽食)	×	×	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 換気・距離・飛沫対策 会話・握手等接触禁止	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
プロアマ (表彰式)	×	×	△ (喫茶のみ10分)	△ (着席・飛沫対策)	△ (着席・飛沫対策)	○
前夜祭 (選手参加)	×	×	△ (登壇挨拶のみ)	△ (登壇挨拶のみ)	○	○
前夜祭 (着席)	×	×	○ テーブル定員50%以下 検温、体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員50%以下 検温、体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員100%以下 検温、体調確認 感染防止策徹底	○ テーブル定員100% 当面、検温・体調確認 感染防止策を継続
前夜祭 (立食)	×	×	○ 実施を前提とした 対策検討 (各団体の判断)	○ 実施を前提とした 対策検討 (各団体の判断)	○ 会場定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策を継続	○ 当面、会場定員50%以下 検温・体調確認 感染防止策を継続
招待者(来場)	×	×	○(制限・来場者把握)	○(制限・来場者把握)	○	○
招待者(クラブハウス入室)	×	×	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	△ *ゾーニングでの区分けが 可能な場合○	○ 検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止	○ 当面、検温・マスク着用 会話・握手等接触禁止
招待者(レストラン)	×	×	×	×	○(選手エリアと区分け)	○(選手エリアと区分け)

● イベント開催及び人数制限の応用イメージ (5 団体対策会議による解釈)

「屋内」「屋外」「人と人の距離」の制限数及び比率は、政府並びに開催自治体が定める最新の規定数値に準じてください。ゴルフトーナメントの様々な場面(施設・環境・状況等)に応じた対応をお願いします。規定数値以上を収容する場合には、マスクの着用・発声禁止・換気の徹底をお願いします。

【大会開催 STAGE 1～3 における考え方】

規定数値	食事を伴う場合 (マスク非着用)	食事を伴わない場合 (マスク着用 100%)
屋内 (原則 50%以下)	設定：50%以下 例：クラブハウス(レストラン) パーティー会場 ホスピタリティ Tent(飲食有)	設定：50%以上可能 例：クラブハウス (レストラン以外) ロッカールーム プレスルーム 等
屋外 (原則 5,000 人 又は 50%の 少ないほうを選択)	設定：5,000 人又は 50%の 少ないほうを選択 例：ギャラリースタンド(飲食あり) 観戦用 Tent(飲食あり)	設定：人数制限解除/定員 100% 例：ギャラリースタンド(飲食禁止) 観戦用 Tent(飲食禁止)
座席がない 参加者の行動を 制限できない環境 (人と人の距離)	設定：人と人との十分な距離(1m) 例：ギャラリープラザ(座席共有) 浴室・シャワールーム	設定：人と人が触れない程度 例：観戦エリア ギャラリーバス(換気徹底)

警戒レベル(国)	(特別警戒都道府県)	緊急事態宣言レベル (特定都道府県)	緊急事態措置の 対象外の都道府県			
		爆発的な感染拡大及び 深刻な医療提供体制の 機能不全状態	感染者急増及び 医療提供体制の 大きな支障が発生	感染者の漸増及び 医療提供体制に 負荷が蓄積	感染者の散発的発生 及び医療体制に特段の 支障がない状態	
		ステージⅣ	ステージⅢ	ステージⅡ	ステージⅠ	
開催可否/制限/緩和	× 中止 又は 延期	◎ (21年1月8日発令) 屋外・屋内とも: 5000人以下 に加えて、 屋内: 定員50%以下 人の距離: できるだけ 2m *安全が担保できない場合 更なる観客制限を検討	◎ (20年11月12日発令を2月未まで採用、3月以降は最新の「政府方針」を採用してください) 人数上限: ①収容人数: 10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数: 10,000人以下⇒5,000人 座席有り ①大声・声援なし 100% ②大声・声援あり 50% 座席無し ①大声・声援なし 適度な間隔(触れない程度) ②大声・声援なし 十分な距離 (1m)			◎ 通常開催
警戒レベル(都道府県) *開催都道府県の基準を適用 *状況に応じて、計画を変更する システムを予め説明する	都道府県により、警戒レベル(段階の数) が異なりますので、各大会の開催基準(STAGE)を決定してください 【原則】主催者・管轄ゴルフ協会・開催自治体を確認・承認すること 【目的】①制限解除となれば100%計画通りに開催する。②感染状況が悪化した場合に迅速に対応できる仕組みを作る 【詳細】P.39 「X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について」参照					
(4段階設定の自治体) (5段階以上設定の自治体) (状況) (イベント制限の考え方)	警戒レベル5以上	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1	すべての制限解除
	①大会が個別に、自治体/ 警察/消防/保健所等から 中止要請を受けるような事態 ②教育機関が休校になる ようなレベル	感染爆発・医療崩壊の リスクが高い状態	感染が拡大している状態	感染が概ね抑制 できている状態	感染が抑制できている状態	①終息 ②ワクチン等による収束 ③感染症レベル変更
	都道府県独自の イベント制限自粛要請あり	自粛要請は実施しない (基本対策の強化)	自粛要請は実施しない (基本対策の強化)	自粛要請は実施しない (基本対策の周知徹底)	自粛要請は実施しない (基本対策の周知徹底)	規制・要請なし
大会開催STAGE	STAGE 5 更に深刻感染拡大状況 中止/延期/非公開検討	STAGE 4 外出・移動制限状況 感染対策強化/無観客検討	STAGE 3 更に制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 2 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 1 通常のホスピタリティ &制限された観客動員	STAGE 0 通常の ホスピタリティ&観客動員
【開催可否/制限/緩和】	× 中止 又は 延期 又は 非公開開催	△ 観客入場制限/無観客 (県外移動制限等考慮)	○ 観客入場制限 (開催自治体と相談)		◎ 通常開催	
【制限・対策検討目安】	以下は、ガイドラインで示す基本対策の実施を前提として、推奨する基本的な考え方になります。 換気状況や自治体や保健所からの指導があれば変更してください。* 飲食・喫煙等、マスクをはずす場面は要注意です。 ギャラリー送迎バスの乗車率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用・発声制限・換気、ギャラリースタンドの利用率を高めるためには、 「基本的な感染防止策に加えてマスク着用(飲食禁止)・声援無し」などの工夫をお願いします。					
人と人の距離(移動「少」) *マスク着用・発声制限・換気		十分な距離(1m)	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	
人と人の距離(移動「多」) *マスク着用・発声制限・換気		十分な距離(1~2m) 人数制限・導線・時差利用	十分な距離(1m)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	適度な距離 (接触しない程度の距離)	
屋内(マスク着用・発声「無」) *クラブハウス等		50%	100% (換気等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)
屋内(マスク着用・発声「少」) *関係者諸室/ロッカールーム・浴室等		50%	100% (換気等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)
屋内(マスク着用・発声「多」) *インタービュー/ボランティア本部等		50%	50%	100% (換気等の条件次第)	100%	通常(100%)
屋内(マスク非着用・飲食) *レストラン/喫茶エリア/関係者食堂		50%	50%	50%	100% (換気等の条件次第)	通常(100%)
屋外(マスク着用・発声「無」) *観戦スペース		50%	100% (導線等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)
屋外(マスク着用・発声「少」) *観戦スペース(声援)		50%	100% (導線等の条件次第)	100%	100%	通常(100%)
屋外(マスク着用・発声「多」) *レッスン会/物販/オークション等		50%	50%	100% (導線等の条件次第)	100%	通常(100%)
屋外(マスク非着用・飲食) *ギャラリープラザ(コンセッション)		50%	50%	50%	100% (導線等の条件次第)	通常(100%)
*注意事項 (すべて共通)	悪天候による中断時など、収容率を超える場合には、「マスク着用・会話の禁止・人の向き・換気」など対策強化をお願いします。					
入場制限	—	開催地の感染レベル(警戒)レベルに従うことが最優先 状況変化に対応できる備え、すべての人が納得するルールづくり				主催者が定める 来場者設定 ①過去の入場者データ ②動員計画(輸送・設備 ・緊急時対応) ③入場券販売計画 等に基づく計画値
入場制限 (目安)	—	自治体の制限人数 (開催自治体と協議)	自治体の制限人数 (開催自治体と協議)	自治体の制限人数 (開催自治体と協議)	自治体の制限人数 (開催自治体と協議)	
*要確認 制限人数5000人について 「観客のみ」関係者も含める 開催自治体により異なります		*観客同士の距離が十分に 確保できない会場の場合は、 譲じられる安全対策の範囲で 来場人数を減少させる	*観客同士の距離が十分に 確保できない会場の場合は、 譲じられる安全対策の範囲で 来場人数を減少させる	*観客同士の距離が十分に 確保できない会場の場合は、 譲じられる安全対策の範囲で 来場人数を減少させる	*観客同士の距離が十分に 確保できない会場の場合は、 譲じられる安全対策の範囲で 来場人数を減少させる	
前売券販売 (考え方)① *各日共通券型 *通常の販売を開始 設定人数を超過すると入場制限	すべての チケットが無効	設定人数まで先着順 ※以降、来場者への 払い戻し対応				入場制限なし
前売券販売 (考え方)② *日付指定券型 *通常の販売を開始 STAGEの変化により無効となる チケット発生	すべての チケットが無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5000人制限の場合 5001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5000人制限の場合 5001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5000人制限の場合 5001番以降のチケット無効	設定人数(番号) 以降のチケットが無効 例)5000人制限の場合 5001番以降のチケット無効	販売したすべての チケットが有効
当日券	—	総来場人数をコントロールできる施策を検討(販売数を事前決定)				◎
招待券・無料入場対象	—	総来場人数をコントロールできる施策を検討(有料・無料枠の設定等)				◎
インターネット販売	—	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)
入場者管理(アプリ等)	—	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)	○ (推奨)

大会開催STAGE	STAGE 5 更に深刻感染拡大状況 中止/延期/非公開検討	STAGE 4 外出・移動制限状況 感染対策強化/無観客検討	STAGE 3 更に制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 2 制限された ホスピタリティ&観客動員	STAGE 1 通常ホスピタリティ &制限された観客動員	STAGE 0 通常の ホスピタリティ&観客動員
●ファンサービス制限						
無発声)拍手・手を振る	—	◎	◎	◎	◎	◎
無発声)タオル等を広げて応援	—	◎	◎	◎	◎	◎
声援、指笛	—	×	×	×	×	○
ボール渡し(ウィングボール含)	—	×	×	×	×	○
選手との直接接触・声かけ	—	×	×	×	×	○
握手・ハイタッチ	—	×	×	×	×	○
サイン	—	×	×	×	×	○
プレゼント(受け取り)	—	×	×	×	×	○
●選手イベント						
ジュニアレッスン会	—	×	当面見送り		◎新しい方法を検討	
エスコートキッズ	—	×	当面見送り		◎新しい方法を検討	
チャリティフォト	—	×	当面見送り		◎新しい方法を検討	
●観戦スタイル						
ローピング	—	広め	広め	広め	広め	通常
選手通路(声掛・握手禁止)	—	5m以上	5m以上	5m以上	5m以上	通常(3m)
導線	—	順行(逆行禁止)	順行(逆行禁止)	順行(逆行禁止)	順行(逆行禁止)	通常
通行	—	左側通行	左側通行	左側通行	左側通行	通常
バッティンググリーン	—	時計回り	時計回り	時計回り	時計回り	通常
入口・出口	—	分割・左側通行	分割・左側通行	分割・左側通行	分割・左側通行	通常
入場時間	—	最終入場時間設定	最終入場時間設定	最終入場時間設定	最終入場時間設定	通常
ギャラリーブラザ/スタンド/ ギャラリーバス	—	利用率 50% *マスク着用/換気 /発話・飲食禁止	利用率 50~100% (人と人が触れない程度) *マスク着用/換気/発話・飲食禁止 (飲食を認める場合は、50%以下)	利用率 100% *マスク着用/換気 /発話・飲食禁止		定員通り
●ギャラリーブラザ/飲食関係						
調理品	—	×(推奨)	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	○	○
弁当(完成品・個別包装)	—	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○	○
アルコール	—	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	△大会ごとの判断	○
ソフトドリンク(ノンアルコール含む)	—	○	○	○	○	○
キャッシュレス化	—	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)	○(推奨)

【参考】

- 業種別ガイドライン(新型コロナウイルス感染症対策推進室)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)

http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_kashikiri.pdf

4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策 **【重要】**

【イベント開催時の感染防止策】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡（2021年1月13日）

【以下は、行政や自治体のイベントに関する確認の手順となります。】

- ① A. ①により実施可能なイベントであること、②が計画されていることが基本条件。
- ② B. 全項目について記載があれば、最新の緩和措置の対象となる。（9月19日以降の基準）
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C.の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。
※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提としうるものに限る。

A. イベントを実施するための条件	
①入退場やエリア内の <u>行動管理</u>	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。 * ゴルフトーナメント会場の特性や、感染しやすい状況や特別な対策など、「ガイドライン」にて示した対策準備をお願いします。
②地域の感染状況に <u>応じた対応</u>	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
B. 9月19日以降の緩和措置を適用するための条件（A及びBの担保が必要）	
③マスク着用の奨励	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
④大声を出さないこと <u>の奨励</u>	・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 口笛・指笛なども禁止
⑤手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑥消毒の徹底	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑦換気・保湿	・法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け） * 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することも望ましい。 （※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。） ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿

<p>⑧<u>密集の回避</u></p>	<p>・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、休憩時間や待合場所等の密集回避</p> <p>* 人員の配置、導線の確保等、体制構築</p> <p>* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施</p>
<p>⑨<u>身体的距離の確保</u></p>	<p>・大声や発声を伴う可能性のある場所では隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける</p> <p>・インタビューやオークション等で発声する場合には、発声者から聴講者の間隔を2m確保</p> <p>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）</p>
<p>⑩ <u>飲食の制限</u></p>	<p>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</p> <p>・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底</p> <p>・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が50%を超える場合は原則自粛</p> <p>（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。→⑰～⑳を遵守することが前提）</p> <p>例：身体的距離が確保できる場所での飲食は認める。</p> <p>（混雑する場所／ギャラリースタンド／観戦スペース（ローピング付近）での飲食を禁止する）</p> <p>・過度な飲酒の自粛</p>
<p>⑪<u>参加者の制限</u></p>	<p>・入場時の検温、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる</p> <p>【払い戻し措置等の規定】</p> <p>① 発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する</p> <p>② 当該規定内容の周知が実施までの間に十分に図られる</p> <p>* 上記①②が前提であれば、払い戻しは不要にできるものとします。</p>
<p>⑫<u>参加者の把握</u></p>	<p>・座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行われていること。</p> <p>* ゴルフトーナメントにおいては、この部分に管理上の問題がありますので、以下のようなできる限りの対応をお願いします。</p> <p>選手：ロッカー固定・レストラン利用時は伝票とテーブル番号（同席者の把握）等</p> <p>関係者：諸室の座席固定を可能な限り行う。移動車両のメンバー</p>

	<p>固定等</p> <p>観客：①陽性者発生はホームページにて報告することを周知徹底する。 (来場日時を公表し、同日の来場者に健康チェックを促す)</p> <p>②連絡先を把握に努める。 (チケット回収部分に指名・連絡先の記入／アプリ登録等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p> <p>*携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ (COCOA) を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにして観戦すること」を推奨する</p>
⑬選手、すべての参加者・来場者の行動管理 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出場・練習・来場を控える ・選手及び選手関係者と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
⑭催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 ・交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑮ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
⑯PDCAの体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等のPDCAが適切に回る仕組みの構築 *イベント主催者による保健所等への協力 *関係団体が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める *実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく
<p>C. 大声での歓声、声援等がなく、食事の伴わない場合で、収容率50%を超える場合の条件 (A,B及びCの担保が必要)</p>	
⑰マスク着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率100%を担保

<p>⑱ <u>大声を出さないこと</u> <u>の担保</u></p>	<p>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（人員を配置する等） * <u>隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</u> * <u>大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントに加え、</u> <u>大声禁止の十分な実績がある場合には、大声禁止の担保措置、適切な</u> <u>行動管理、十分な換気等を前提に、収容率 50%を超えることを認める）</u></p>
<p>※ ⑰～⑱は、担保のための確実な措置を講じる（例えば常時監視のための人員配置、デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等）</p>	
<p>D. <u>食事を伴うが発声がない場合(会話を禁止できる場合)で、収容率 50%を超える場合の条件</u> <u>(A,B,C 及び D の担保が必要)</u></p>	
<p>⑲ <u>食事時以外のマスク</u> <u>着用担保</u></p>	<p>・ <u>イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス</u> <u>等で周知すること</u> ・ <u>イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求める</u> <u>こと</u> ・ <u>着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること</u></p>
<p>⑳ <u>十分な換気</u></p>	<p>・ <u>①二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で</u> <u>当該基準を遵守していることが確認できること、または、②機械</u> <u>換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、</u> <u>当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認</u> <u>を要しない）</u></p>
<p>㉑ <u>発声が想定される</u> <u>場合の飲食禁止</u></p>	<p>・ <u>発声が想定される場面（休憩時・イベント前後）の観客席での飲食</u> <u>を禁止すること</u></p>
<p>㉒ <u>食事時間の短縮</u></p>	<p>・ <u>長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく</u> <u>短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。</u></p>
<p>E. <u>参加者が自由に移動できるイベント(花火大会／野外フェス等) (A,B 及び E の担保が必要)</u> <u>* ゴルフトーナメントにも同じ特徴があります。</u></p>	
<p>㉓ <u>身体的距離の確保</u></p>	<p>・ <u>移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</u> ・ <u>催物中の区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な</u> <u>対人距離の確保</u></p>
<p>㉔ <u>密集の回避</u></p>	<p>・ <u>混雑状況のモニタリング・発信</u> ・ <u>誘導人員の配置</u> ・ <u>時差・分散措置を講じた入退場</u></p>

5. 飲食に関する基本的な感染防止策 【重要】

<p>① <u>マスク着用の奨励</u> <u>咳エチケットの徹底</u></p>	<p>・ <u>レストランや飲食売店の入口及び客席にマスク着用の掲示・周知</u> ・ <u>飲食時等マスク着用していない場合には、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知</u></p>
<p>② <u>大声を出さないことの奨励</u></p>	<p>・ <u>販売員・従業員間での大声を避ける</u> ・ <u>利用者同士の大声での会話は避けるよう掲示・係員等で注意喚起する</u></p>
<p>③ <u>手洗い</u></p>	<p>・ <u>こまめな手洗い・手指消毒の奨励</u></p>
<p>④ <u>消毒の徹底</u></p>	<p>・ <u>施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、調味料等、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒</u> ・ <u>店舗入口への消毒液の設置</u> ・ <u>客が入れ替わる毎にテーブルの消毒を実施（利用前後に各自で清拭消毒できるように備品設置も推奨/共有ではなく、使い捨てられる除菌シートを推奨）</u></p>
<p>⑤ <u>換気・保湿</u></p>	<p>・ <u>法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気</u></p>
<p>⑥ <u>密集の回避</u></p>	<p>・ <u>密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限）</u> ・ <u>調理待ちや精算等、順番待ちをする場合に間隔を開けるよう誘導</u> ・ <u>順番待ちが店外に及ぶ場合は、スタッフが間隔を保つように誘導するか、整理券の配布などを行い行列を作らないようにする。</u> ・ <u>導線の確保</u></p>
<p>⑦ <u>利用者の制限</u></p>	<p>・ <u>入場時の検温等、有症状者の入店をお断りする旨の掲示</u></p>
<p>⑧ <u>従業員の行動管理</u> * <u>開催コース及び</u> <u>売店出店社、弁当、</u> <u>食材・飲料等納入者</u> <u>宅配事業者等へ</u> <u>事前伝達事項</u></p>	<p>・ <u>有症状者（発熱又は風邪の症状）の出勤自粛</u> ・ <u>従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告</u> ・ <u>従業員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯</u> ・ <u>濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止</u> ・ <u>大声を避け、マスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底</u> ・ <u>従業員のロッカールームや控え室は換気し、室内は定期的に清掃する</u> ・ <u>休憩中もマスクを着用するなど工夫する</u></p>

<p>⑨接客時共通事項</p> <p>*選手レストラン、 招待者レストラン、 オフィシャルホテル、 VIP ラウンジ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料理は個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する ・スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する ・ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する ・トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す
<p>⑩カウンター席の接触 回避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する ・カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置などを工夫する ・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する
<p>⑪テーブル席の接触 回避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する ・テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける ・少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける ・他のグループとはできるだけ1 m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫 ・テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ
<p>⑫会計時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する ・電子マネー等非接触決済の導入奨励 ・現金、クレジットカードの受け取りにコイントレイを使用する（コイントレイや手指の消毒を徹底） ・飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する *会計スタッフと、調理・料理運搬(引渡し)するスタッフは別で用意することが望ましい。

<p>⑬店舗共用部での対策</p>	<p>■店内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンク、コーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭 ・テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についてもお客様の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭 ・卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭や用具の交換を行う <p>■トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭 ・トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置く
<p>⑭ゴミ処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う
<p>⑮その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テント、椅子、テーブル等、仮設物の引渡し時の消毒（管理者が切り替わる時に清掃・消毒をして引渡すのが望ましい） ・飲食提供委託者は、「業種別ガイドライン」を遵守する。

6. 医療体制に関して

- ・ **指定医療機関との連携体制の確認**（医師や看護師の手配、救急対応病院の確認、所轄保健所等）
開催する都道府県や市町村の保健所には必ず事前に届け出を行う。
また、大会開催には医師や看護師を必ず手配した上で、その医師・看護師にも本ガイドラインによる感染症対策を事前に周知する。 コロナ感染者もしくは疑いのある人が出た場合には、感染症専門医（アドバイザー）もしくは管轄保健所等の指示に従い、大会が用意する医師や看護師と連携を取りながら対応する。

* 医療崩壊が叫ばれているように、医師や看護師が圧倒的に足りない今、トーナメント会場に医師や看護師を置くことは現状かなり難しい。怪我等の処置対応のための医療従事者を、大会もしくは当該開催ゴルフ場側で手配する。

- ・ **医療アドバイザーとの連携**

新型コロナウイルス感染症に関して、陽性者が発生した場合には、2日間の濃厚接触者や行動履歴の追跡や集団クラスターの発生の可能性など、各大会で専門医のアドバイザーと連携できる体制をとることが望ましい。最新の開催地の感染状況を鑑み、所轄するゴルフ協会と協議の上で手配については検討をお願いします。医療アドバイザーについては、東邦大学理事長の炭山先生（ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議 顧問）に対応をお願いすることもできます。

- ・ **感染症対策マニュアルの準備**

各主催者で策定する対応マニュアルは、管轄ゴルフ協会のマニュアルを整合し、不足・異なる対応がある場合には専門医の指導を仰ぐことをおすすめいたします。

- ・ **検査体制の準備**

- ①検査の導入については、管轄するゴルフ協会と協議の上で決定する。
- ②抗原検査、PCR検査、医師の問診、更に肺炎の疑いがある場合に、CT検査を実施する（予め所轄保健所に開催することを連絡し、対応の事前相談を行う）

7. 検査について

開催にあたっての選手および大会関係者の各種検査（抗原・PCR・抗体等）については、最新の科学的知見、医療の現状、検査体制の充実、結果の解釈や対応を含め、検討してください。

PCR検査は、スクリーニングとして最も適した対策であります。

但し、検査後に感染するケースもあり、ガイドラインに示す個人防衛策・集団防衛策は万全を期すこと。

また、PCR検査等を実施しない場合には、検温及び、体調チェックを行う。検査に関する考え方については管轄ゴルフ協会の規定に従う。会場内では全員がマスク着用を大前提とし、

マスクの非着用を認める対象者（選手・キャディ等）は、「定期的な検査」を行うものとします。

※検査導入を検討する場合、現状のコロナウイルス感染状況から判断すると下記のような原則が望ましいと考えます。

- ・現在JリーグのPCR検査が2週間に一度となっていることを踏まえると、ゴルフも可能であれば間一週間、つまり陰性の結果の選手は翌週の検査は免除という形をとること。
- ・翌週の検査が免除されていても、その間の体調チェック、検温等は徹底し、少しでも体調が悪い場合は検査を受けるようにすること。
- ・選手や関係者は、常に感染のリスクがあることを自覚し、お互いが濃厚接触者にならないように留意すること。（マスク着用、ソーシャルディスタンス、会話をしない、食事を一緒に取らない等）。
- ・特に検査が終わって結果が出るまでの行動（練習Rも含む）については、十分に気をつけること。
- ・いずれにせよ開催地域の保健所の判断が最優先されるので、事前の打ち合わせは必ず行い、大会としての感染症対策をきちんと説明し、理解（承認）を取っておくこと。

8. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について

2020年度の運用管理の結果により、以下の方法を推奨いたします。

・問診票（健康状態の確認）

■事前14日間 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合の報告は義務付ける）

■期間中 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合には会場に来ないことが大原則）

*PCR検査をしない場合、毎日の検温と問診は強化してください。

■事後7日間 省略可能

*但し7日以内に発熱や健康の変化については報告を義務付けてください。

・行動記録

■事前14日間 省略可能

但し、陽性罹患、濃厚接触者となる場合には、行動履歴（2日分）の報告を義務付ける。（予め、協力を要請し、賛同を得ておくこと）

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴（場所・内容・接触者）を、各自で記録しておくように要請してください。

また、検査や申請を省略することで、参加者のスクリーニング項目が減少している分、基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。

また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

9. 感染リスク防止のための備品等の準備

- (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）防止の備品等の準備
マスク、遮断壁(アクリル板やビニールカーテン*)、フェイスシールド 等
- (2) 接触感染（手で触れることによる感染）防止の備品等の準備
手指アルコール、ゴム手袋、除菌シート、ペーパータオル、定期消毒作業体制 等
- (3) 検温・健康チェック・規則啓蒙のための備品等の準備
体温計、サーモグラフィ、体調及び行動の調査用紙、検査確認証明シール、注意喚起掲示 等
- (4) 3密発生箇所の点検及びソーシャルディスタンスを確保する会場計画策定
入場制限**、導線、ゾーニング(ロッカールーム・レストラン等)***、換気、備品使用制限 等
- (5) クラブハウス・ロッカールーム・浴室、トイレなどにおける環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う
- (6) タオルなどのリネンの共用は避ける。トイレなどの手ふきはペーパータオルを使用する
- (7) トイレ個室に便座クリーナーまたはアルコール消毒スプレーを配備し、利用者には毎回の使用を呼びかける。

*飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

- (1) 火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム上のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明な点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

参考：シート類については、(公財)日本防災協会が定める防火性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。

**入場制限：できるだけ来場者の人数を少なくすることで感染リスクを抑える。

***ゾーニング：ゾーン分けしておくことで感染者が出た場合の影響範囲を限定する。

10. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意

■発熱・体調不良者の対応について

発熱及び体調不良時については会場に来ないことを原則としていますが、ホテル側にも独自の感染症対策がありますので、大会で手配するホテル・旅館等については事前に打合せをしていただくことを推奨いたします。

1. 大会の感染症対策（マニュアル）の説明（例：発熱・体調不良時の自室待機）
2. 大会側からホテルへの連絡体制を決定（初動連絡が大切です）
3. ホテルと連携して、帰国者・接触者センターや保健所等の連携が必要となります。
4. ホテルによっては、体調不良者の別室・別棟を用意しているホテルもあります。
5. 期間中、会場でのPCR検査を実施する場合には、予め周知しておくトスムーズです。

■大会期間中の陽性者の対応(検査により判明する場合)

陽性者に関しては、保健所の指示に従うこととなりますが、ホテルとも情報共有をお願いします。

保健所が指定する医療機関や、軽症・無症状者用の療養施設への移送(移動)することとなりますので、その場合の対応なども予め確認しておくスムーズです。

個人で手配するホテルは別として、大会事務局で手配するホテル等(例:関係者・アルバイト宿泊等)につきましては、主催者とホテル側とで協力して対応をお願いします。

VI. 選手・大会関係者への対応

選手・大会関係者とは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者となります。また主催者の役員や応援社員、後援・協力企業関係者、主催者の招待者など、クラブハウスや諸施設の出入りを許可されたすべての関係者が含まれます。

1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因

- ・選手及び選手関係、大会を運営する関係者が全国から集まること。
- ・トーナメント会場以外は、滞在するホテル、移動、行動のすべてが個人手配・管理であること。
- ・選手と観客が近くを通行すること。
- ・人ごみの中でのファンサービス(握手、サイン、プレゼント等)、直接的なサービスが多い。
- ・レストランやロッカールームなど、3密になりやすい箇所があること。
- ・主催者及び招待者が、選手と飲食をともにする機会があること。
- ・不特定多数、氏名及び居住地がわからない観客が集まること。
- ・ギャラリープラザ等、人込みにおける不特定多数との接近、共有物の接触があること。
- ・スタートホールや最終ホール、練習場、試合観戦中に密集しやすい場所があること。
- ・観客や招待者等が、駐車場や駅から、ゴルフ場まで送迎バスを使用すること。等

これらのゴルフトーナメントの特徴に応じた対策が必要であり、マスク着用や発声を抑えることを担保し、マスクをはずすシーンや、密集しやすい場所には、誘導及び注意を促す係員を配置することで、リスクを低下させる対策をお願いいたします。

また、観客及び招待者の有無にかかわらず、大会関係者の行動にも注意が必要です。

- ・移動、宿泊等の分散(業務機能停止を防ぐように各社にて判断) *下請会社にも配慮
- ・業務従事人数を削減・制限する状況でも業務が継続する備え(交代制/リモート等)
- ・食事、休憩の取り方(会話制限、人数制限、時間制限等)
- ・移動開始前の検温(関係者、アルバイト、観客は送迎バスに乗車前に検温を推奨)等

2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策

- (1)選手本人だけでなく、選手と頻りに接する方々も同様の対応が必要です。特に、関係者や家族を含めた対策の徹底が重要となります。
- (2)選手および大会関係者の各種検査
前述の「V-7」参照
- (3)陽性者が出た場合には、すぐに保健所に届け出の上、濃厚接触者の洗い出し、感染経路の調査になります。そのために、検査前2週間の行動記録（誰と何処で、どういう状況であったか等）を取っておくこと、かつ今後の行動自粛（夜の街や人の集まる場所等にはでかけない）を徹底する。

3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則

以下には、規則制定例を示す。大会を管轄する各ゴルフ協会により「国内外選手の比率」や「付与する資格の条件が異なるので、各ゴルフ協会で定めることを推奨する。

- (1)ゴルフトーナメントは、出場資格保有者（優先順位）に対して、試合ごとに定められた出場定員迄の出場希望者により開催される。従来出場及び欠場については選手の任意により決められている。
新型コロナウイルス感染症対策においては、従来の規定と違う特別規則を定め、予め出場有資格者に対して、規則に対応する十分な期間をもって、出場選手に告知を行うべきである。
- (2)外務省から渡航中止勧告がでている「レベル3」地域や国への訪問歴が、出場しようとする大会の公式練習日から起算して14日以内にある場合、トーナメントに出場できないものとするべきである。
- (3)出場する大会の期間中においては、練習又は競技の前に、検温及び体調検査を受けることを推奨する。機材・場所・検査者は試合毎で定めるが、すべての出場選手に同一機材で行う。
- (4)大会前1週間以内に37.5℃以上の発熱、平熱より高い状態が2日ないし3日ほど続いた選手、選手関係者及び大会関係者については大会への参加並びに業務をしないこと。「諸症状」がある者についてはアドバイザーに相談して出場の可否を決める。
- (5)上記(1)~(4)による出場可否及び条件については、各ゴルフ協会が定め出場選手に予め告知をする。（出場義務試合数などを始め、諸規則が異なるため）

VII. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）

1. 有事での心構え

- (1) 新型コロナウイルスは、いつ誰が感染しても不思議ではない病気です。従って感染者やその会社には見舞う気持ちをもって接するべきで、非難し禁忌するのは不適切です。
- (2) 陽性判定や、発熱等の諸症状がある場合など有事の際には、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行してください。相互信頼に基づいて、試合・ツアーを継続していきます。
- (3) 同一大会及び・同週に、5団体が管轄する大会で複数の感染者が出た場合は、5団体で協力し、濃厚接触者の追跡等を行い、医療アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する。

2. 陽性判定への対応

- (1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する（出場停止・復帰基準の明確化）
- (2) 地域や大会関係者及び参加者への感染拡大を防ぐ
 - 行動履歴の整理と保健所との協議
 - 濃厚接触者の判定と検査の実施（ゴルフ団体及び主催者は、保健所の判断を待たずに疑いのある者の検査等を速やかに行う）
- (3) 大会を予定通り開催する方向で調整する
 - 5団体情報共有、選手及び関係者への注意喚起、自治体、ゴルフ場等との協議・調整
- (4) 広報対応、スポンサー、招待者、観客等への対応
- (5) 施設及び、感染防止対策及び運用管理体制の再チェック
- (6) 翌週開催の大会への情報共有（濃厚接触者の流入防止の徹底）

3. 報告のフローについて

選手・キャディ・関係者は所属するゴルフ協会、会社責任者へ報告を徹底する。

選手関係者、大会関係者が属する会社、同居する家族など、大会会場以外の事象についても情報を共有して、有事に備えることが重要です。

また、ゴルフトーナメントは、別のゴルフ協会のトーナメントに出場・業務をすることがある特性から5団体で情報を共有するシステムも構築する必要がある。

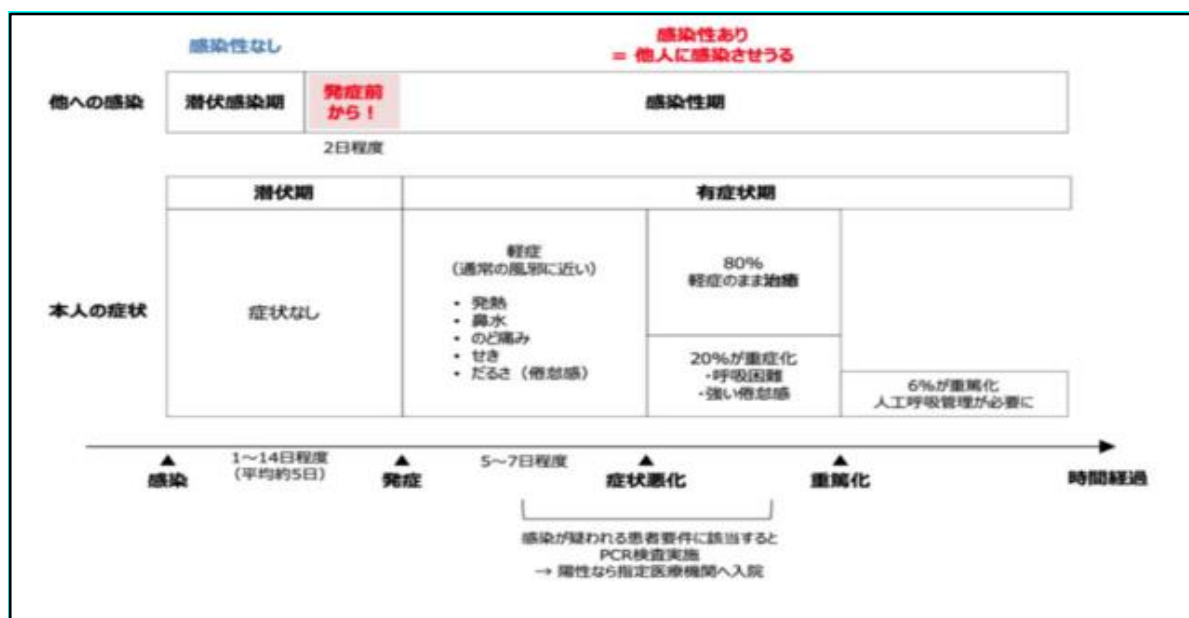
- (1) 新型コロナウイルス感染症について、管轄ゴルフ協会へ報告し、アドバイザーに相談する際は、所定のフォームで報告する。（保健所に報告すべき内容に則り、報告書を作成する）
- (2) 次の場合は、必ず報告をするようにする。
 - 自主隔離を行う場合（37.5℃以上発熱2日連続など）
 - PCR検査を予定している場合各協会、各トーナメントで指定した検査については報告不要

- ・ PCR 検査の結果が判明した場合
 - ・ 濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい場合
- (3) 報告された内容（重要事象）については、所轄するゴルフ協会のみが閲覧し、情報の管理を徹底する。

5 団体で情報を共有する場合には、出場及び業務において登録する氏名だけとし、それ以外の個人情報を取り除いた上で共有をする。誰でも臨時で登録ができる業務（キャディ・コーチ・アルバイト・ボランティア・派遣スタッフ等）の、身元確認を行うこと。

4. 症状がある場合の相談や医療について

【感染者の時間経過のイメージ】



(1) 発症（疑い）日

- ・ 最初に症状が観察された日（発熱、咳、だるさ、味や匂いを感じない等）

(2) 発症前に他人を感染させる可能性

- ・ 発症日の 2 日前 から、他人を感染させる可能性があると考えられます。その間に濃厚接触した方は、隔離の対象となります
- ・ 感染してから発症するまでの潜伏期間は 14 日。平均で 5 日です。感染源を探す際、14 日間の行動（対人接触）をさかのぼって見ることになります。
- ・ ヨーロッパ CDC の報告によると 「発症の 12 日前から気道に一定量のウイルスを認める。軽症例ではウイルス量は発症後 8 日目に最大となり、重症例ではやや遅れて 11 日目に最大となる」

(3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定できる場合

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義「退院に関する基準」P8 参照

5. 情報開示にあたって

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79998826&dataType=0&pageNo=1

【抜粋】

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

第四条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(情報の公表)

第十六条

厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です。
- 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか、主催者とゴルフ協会にて協議の上で、決定してください。また開催自治体の発表(責任・役割)についても勘案してください。

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています。(感染症法 16 条)
- その際、感染症に関連して、かつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です。(同前文、4 条、16 条)
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です。
- 都道府県は、概ね以下のような項目を公表しています。
 - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
 - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください。
 - ✓ 記述例：スポーツ選手、プロゴルファー、自営業（ゴルフ関係者）、●●ゴルフ協会会員

(3) 個人名は原則非公開とします。

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- トーナメント(主催者及びゴルフ協会)が保健所による積極的疫学調査(同 15 条による調査)に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。2 日間(前日・前々日)の行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください。
- 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります。
- 従業員から感染者が出た企業などに対し企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます。

【参考】保健所の調査について

2020 年 5 月 18 日 千代田保健所健康推進課感染症対策係

「新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/21101/coronavirus-hokenjochosa.pdf>

【参考】公表について

- 『HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう』、政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/3.html>

- 『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について(お願い)』

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/yobo/request20200213.pdf>

2020 年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

- 『新型コロナウイルスの 3 つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html 2020 年 3 月 26 日、日本赤十字社

VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくことが重要となります。

万一感染者が出た場合には、濃厚接触者の追跡や保健所との連携を迅速かつ正確に行い、集団感染の防止に務めてください。開催する時期・地域の感染状況(警戒レベル)に応じて、感染リスクの排除及び十分な感染防止対策を講じた上で、実施してください。

感染防止を前提とする開催内容の変更や参加の制限、感染防止策を予め周知することは、参加者の安心・安全につながります。

マスクを外す状態は感染リスクが高まることもあり、飲食を伴うパーティー等は当面の間は行わないほうがよいと医療アドバイザーは指摘しています。管轄ゴルフ協会による開催可否及び催物の制限、プロの表彰式参加免除、健康にご心配な方や飲食行為を回避したい方に対して欠席しやすい環境の整備等をお願いいたします。

1. プロアマ大会の実施について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。飲食を伴う実施の場合には、「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。本ガイドライン 64~68 ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、開催時の最終点検にご使用ください。

以下、ゴルフ場及びゴルフプレー特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・大会で設定する入場制限／参加可否判断を適用することを参加者に予め周知する。
(検温・健康状態の確認)
- ・開催ゴルフ場が講じる感染予防策を確認する。(陽性感染者の発生の有無、要因を確認する)
- ・3密の防止観点でゾーニングや導線の計画、感染防止及び消毒等の対応策を講じる。
- ・プロアマ組数の制限については、コース内で、複数組がティーイングエリアで待つこと(混雑)が無いような組数にする、待つ場所の3密回避など検討をお願いします。
(ステージ2・3 感染拡大注意が継続している場合)
- ・クラブハウス、レストラン、ロッカールーム、浴室、脱衣所、休憩室等の換気を常時行う。
- ・プロ・アマチュアとも原則としてマスクを着用する。
(挨拶をする際など近接の場合は、PCR検査の陰性者であっても全員が必ずマスクの着用する)
熱中症対策として、ソーシャルディスタンスを保てれば、外すことも認める。
- ・発話、会話を少なくする。(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)
- ・「乗用カート」では、乗車中の会話を控えるか、会話する場合は、マスク着用を要請する。
カートの乗車位置の固定や、ビニールカーテン(飛沫防止)なども有効な対策である。
- ・ロッカールームでは、「身体的距離の確保」と会話の自粛を要請する。
(換気・共有部分の消毒徹底)

- ・プレーヤー同士の 浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- ・浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」に注意を促す。
- ・風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。
- ・表彰パーティーなどは、待機時間合わせて3密になりやすいので待機中・パーティー着席中の感染防止対策(人同士の距離、飛沫防止対策等)を講じる。
対策が不十分な場合は、組ごとに行う懇親会(短時間)等で、選手及び参加者の安全を確保する。
- ・表彰式を実施する場合には、参加者全員のPCR検査をすることが望ましい。
- ・ゴルフカートの消毒、ゴルフクラブの受け渡し等、すべての方が安心して参加できるよう、対策のルール化、見える化を行う。
- ・接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

[参考] ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン第5版
2021年2月5日(改訂) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
<http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf>

2. 前夜祭(ホテルでの食事会)の開催について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。飲食を伴う実施の場合には、「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。本ガイドライン64~68ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、開催時の最終点検にご使用ください。

下記は、業種別ガイドラインを遵守している感染防止対策が万全である施設で開催されること。また座席も指定された着席型であり、料理も個別に配膳される形式を前提とした運用について、記載していますので参考にしてください。

政府専門家分科会は、「飲食は感染リスクが一番高い」と提言しています。感染拡大状況により開催有可否検討並びに、安全担保につきまして十分な検討をお願いいたします。

以下、ゴルフトーナメント特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・飲食を伴う場合は、マスクを外している時間が長く、接触者の追跡がしにくい。
クラスター発生が懸念されることや、すべてが濃厚接触疑い者と判定される可能性がある。
- ・体調に不安がある場合は、参加自粛を要請する。
- ・検温、手指消毒を入場時に行う。
- ・ステージ及び司会者と、客席の距離は2m以上離す。
- ・対面での食事を避ける。(円卓を使用し、隣席との距離にゆとりを持たせるレイアウトとする)
立食形式での飲食は、濃厚接触者の特定が困難となり参加者全員が疑い者となる懸念があり、当面の間は行わないようにする。
- ・ビュッフェスタイルの食事は避ける。個別に配膳されるものとする。

- ・調味料等を使用する、また複数人用に盛り付けられるメニューを避ける。
- ・受付や誘導を行うスタッフ、配膳するスタッフは、マスクやフェイスシールド等、飛沫を防止する相互の感染防止対策を講じる。
- ・選手の同席について、陽性者が発生した場合、翌日以降の出場制限(クラスター化する場合に大会継続可否)についてのリスクが生じるために、主催者とプロ協会とで慎重に協議する。
(ディフェンディングチャンピオン等のメッセージはビデオレターやリモートでの出演を推奨)
- ・組み合わせ抽選等を行う場合は、抽選器具など不特定多数が触れる可能性のあるものは消毒等感染防止策を講じる。非接触で抽選する方法、参加者が会場内の移動しない方法を検討する。
- ・宿泊する参加者が、各自が市中で食事をすることでの感染リスクも心配されるため、安全対策を講じた上で、夕食会を開催することは、行動の履歴を把握するために有効な施策である。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

〔参考〕結婚式場業「新型コロナウイルス感染症ガイドライン第3版 2020年10月21日改訂

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

<https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/bfaf724e5cf64412e076c80e60eb0087.pdf>

3. その他の催物について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。感染防止策として以下の対策を行ってください。

- ・招待者、イベント参加者、ボランティア等、名簿によりイベント来場者の把握を徹底する。
- ・選手・選手関係者及び大会関係者と同じ施設（クラブハウス等）を使用する場合には、来場の際し、同様の検温・健康チェックの確認を行う。
- ・招待者等が、上記の検査や確認ができない場合には、選手等と導線を分けるなど接触、交流しない対策を講じる。
- ・大会で設定する入場制限を適用することを予め周知する（検温・健康状態の確認）
- ・3密の防止観点で計画、対策を講じる。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・発話、会話を少なくする（選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく）
- ・招待者用テントやレストランなどの空間で、飲食を伴う場合には、距離を保つなどの対策に加えて、受付表や注文伝票等を活用し、利用者の連絡先の把握と着席したエリアや利用時間を記録することを推奨する。（陽性者及び疑い者が発生した場合の連絡の為）
- ・感染防止の観点から従来のサービス(会話・握手・サイン等)を見直し、新しいサービス提供を検討する。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討

1. ボランティア募集について

- ① 高齢者の参加年齢制限については、管理会社の方針に従う。
高齢者の重症化の懸念もあるが、制限による人権侵害への該当することにも注意する。
- ② 注意が必要とされる基礎疾患がある場合はご辞退いただくことを推奨する。
- ③ 事前問診、期間中間診、行動記録など指令する管理体制を承諾し遵守していただく。(虚偽・違反がある場合は参加を断る)
- ④ 体調が心配な場合は、参加しないことを促す。(無理な来場は勇気と責任をもって見合わせる)
- ⑤ 検温や問診結果で、当日であっても参加を断ることがあることを予め了解の上で申し込む。
- ⑥ 試合の規模(無観客等)で、職種による参加制限をする可能性を予め了解の上で申し込む。
- ⑦ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑧ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑨ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑩ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑪ 不要不急な発話、会話をしない。
- ⑫ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑬ 社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑭ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑮ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等を注意する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式*」、「感染リスクが高まる5つの場面**」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

2. アルバイトの管理について

- ① 検温、問診票及び行動履歴の確認は、大会関係者と同様に行う。
- ② 名簿の管理をしっかりと行い、大会期間中及び大会後も連絡が取れるようにする。
- ③ アルバイトの待機場所については、3密にならないように準備する。
- ④ ホテルは1人部屋を確保する。夕食の状況、風呂等については、感染防止の観点から万全を期し、限界や問題がある場合には、アルバイトに注意喚起を徹底する。
- ⑤ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。

- ⑥ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑦ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑧ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。
- ⑩ 発話、会話をしない。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ 社会的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくならないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等々を注意する。
- ⑮ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑯ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式*」、「感染リスクが高まる5つの場面**」に基づいた行動を徹底する。
- ⑰ 接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。

3. その他の臨時来場者について

宅配便、搬入・納入を目的とした臨時来場者に対しても、該当する取引先には「業種別ガイドライン」に従って感染症対策の徹底を予め依頼する。

●業種別ガイドライン(新型コロナウイルス感染症対策推進室)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

●厚生労働省

新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

*新しい生活様式(ポスター等もダウンロードが可能/諸室内に掲示等で周知してください)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

**感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/proposal/>

X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について

本ガイドラインは、「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を示しています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に連絡される事務連絡に基づき、それをゴルフトーナメントの各場面、特性を考慮して基準を設定いたしました。今後の政府方針の変更に伴い、本ガイドラインも適宜改訂するものといたします。本ガイドライン改訂前に、政府の方針が変わる場合には、最新の政府方針を優先してください。

(参考) 【基本的対処方針変更に伴う方針変更（令和3年1月7日及び2月4日）事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

(参考) 【2月末までの催物の開催制限等について（令和2年11月12日）】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

(参考) 【11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日）】事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

1. 観客動員について

政府のイベント規模を定める諸資料において、ゴルフトーナメントは、「収容定員が設定されていない催物」であり、以下の通り取り扱うように示されています。

観客の入場制限の設定について

屋外競技であり、スポーツイベントであります。それらに定められている制限緩和数を、ゴルフトーナメントでは、そのまま使用することができません。

その理由としましては、「人数上限及び収容要件」が定まっていないイベントであること、また「観客が自由に移動できる」イベントであり、かつイベント会場内で「行動区域を管理」することができないイベントであることです。

諸所の資料等を参考にする際には、スポーツイベントや大声を出さないイベントという部分のみでなく、「全国的・広域的なお祭りや野外フェス等」のイベント制限等を参考にし、対策及び安全対策を行うことを推奨します。

但し、声を出さずに観戦する、選手との距離を確保する、諸注意を守っていただきながら観戦することが、歴史的・慣例的に培われたスポーツイベントでありますので、これまでの競技運営、ゴルフトーナメント運営のノウハウと感染防止策との組み合わせにより、観客動員数を上げていくことは十分に可能と判断しています。

以下の条件をすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして「十分な人と人の間隔を設けられるイベントに該当」し、開催可能と判断されます。

①身体的距離の確保	・感染拡大状況(自治体の警戒レベル)に準じた入場制限 ・誘導人員配置による注意喚起 ・移動時の適切な対人距離の確保
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑が予想される場所の対策（ゾーニング及び、配置変更やファンサービス（サイン）等の制限を実施
② <u>密集の回避</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラの設置や、デジタル技術等による混雑状況の把握並びに注意喚起 ・誘導人員配置による注意喚起 ・時差、分散措置を講じた入退場
③ <u>飲食制限</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 <p>（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）</p>
④ <u>大声を出さないことの担保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意喚起を行う。 <p>*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</p> <p>*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</p>
⑤ <u>催物前後の行動管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥ <u>連絡先の把握</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>

注意

ゴルフトーナメントは、観客席が指定されているイベントではないため、50%と制限をしても観客やメディアが人気選手組に集中しやすいためソーシャルディスタンスが確保しにくく、3密が発生しやすいため、「緩和の目安」を、そのまま数字的根拠とするのは難しいイベントであります。観客が集中しないための対策と管理体制を総合的に検討する必要があります。また、屋外で観戦する競技であり、雷雨等で競技が中断する場合、観客の避難場所等は、3密になりやすいため、収容人数の制限や、マスクの着用、換気等の基本対策に注意しつつ、「発声禁止」など感染確率を低下させる必要になります。ゾーニングとソーシャルディスタンスの確保が重要となりますので、誘導人員や安全対策人員の配置なども重要となります。安心・安全を講じる対策をお願いします。

2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク

前述の「VI-1」参照

3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項

【基本原則】

1. トーナメント会場では、互いに感染させないため必ずマスクを着用する。
着用していない場合には、個別に注意等を行う。
2. 発熱及び体調不良の場合（近くにいる時を含む）には、トーナメント会場に来ない。
3. 素晴らしいプレーには声援でなく拍手を送る。
大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
4. 可能な限りの対人距離をとる。
対人距離が取れない場合・場所等は誘導係員を配置する。
5. 共有物に触れる前後には、手洗い・手指消毒を行う。
触れた後には「目・鼻・口」を触らない。
6. マスクをはずす場面（飲食・喫煙・入浴等）では、3密の防止、発声・会話の禁止、換気の徹底、時差利用などの対策を徹底。
7. 飲食は感染防止対策を行ったエリア以外（例：送迎バスや観客用スタンド、ローピング付近、人が多い場所）での飲食は禁止。他グループと距離を保てる場所（例：敷地内芝生、個別に配置されたベンチ、移動可能な椅子等）での飲食は可能とする。

①開催前後、開催中の案内と予防措置の強化

- ・大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS、会場内スコアボード、場内放送（スタートアナウンス等）、入場時の配布物等を通じて、「マスクの着用」「手指消毒励行」、「咳エチケット遵守」を含む一般的な予防措置を案内する
- ・発症者発見時の迅速な対応のために、ゴルフ協会関係者、大会関係者、選手及びその同行者に対策についての周知徹底、教育指導を行う。

②消毒と衛生

- ・消毒計画（基本清掃と清拭消毒）について、予め大会事務局と開催ゴルフ場とで協議を行う。
- ・感染防止対策備品の手配、配置計画
- ・感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロールを事前決定しておく。
- ・密集、密接を避ける。
- ・係員による呼びかけ（観戦、移動の注意喚起、密集・密接・発声等 禁止事項の徹底）
- ・注意箇所には、利用可能人数や利用の注意事項を、それぞれの箇所で周知する。

③飲食販売関連

- ・観客用の飲食スペースは、屋外のテント等がその大半ではありますが、利用人数制限や換気の徹底をお願いいたします。

不特定多数の利用があるため、基本清掃に加えて、利用者の入れ替わりごとの清拭消毒、利用者
の手指消毒等感染リスクが高いため、対策を強化してください。

各テーブルに、利用する前後に各自で清掃・消毒ができるような備品の設置も推奨いたします。

- ・飲食販売を中止し、来場者持ち込みを前提とすることも感染予防に有効である。
但し、販売しないことの案内を徹底すること、熱中症や脱水症を防ぐために飲料の販売は行う
ことは重要であり。また手洗い(手指消毒含む)、ゴミ箱は必ず用意をする。
- ・個包装もしくはフタ付きで提供できるメニューが望ましい。ピュッフェスタイルでの飲食物提供
及び調味料や紙ナプキンや箸等をセルフサービスで提供することを制限するべきです。
- ・販売担当者はマスクを必ず着用し、衛生手袋の着用を推奨する。検温や日々の体調管理を徹底
し、こまめな手指消毒に努める。
- ・売店カウンターにビニールカーテンやアクリルボードを設置する等、可能な限りの感染予防策を
講じる。(前述する「V-6：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項参照」)
- ・金銭のやり取りは必ずトレーを介して行う。「会計担当者」と「調理及び料理を受け渡す担当者」
を分ける等の対応が有効。偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う。
- ・複数人でシェアすることを想定しているメニュー(フィンガーフードのパーティーボックス等)
の提供を行わない。
- ・ギャラリープラザの入退場、購入の際の並び列など3密を避けるため、時差・分散措置、誘導
人員の配置等を行う。(交差やすれ違いが少なくなる導線、並び列等の対人距離の確保)
- ・喫煙所は、マスクを着用せず、密集する可能性があり、同時利用人数制限など注意喚起を行う。
(身体的距離の確保、密の回避、声を出さない等)

***「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。**

本ガイドライン 64~68 ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、
開催時の最終点検にご使用ください。

4. 入場制限対象者の設定

- ・本ガイドラインでは、以下の制限を推奨しますが、必要に応じて各開催地の感染状況の指標を
判断材料とし、各自自治体及び管轄するゴルフ協会と協議の上で設定してください。
- ・入場制限対象者は、大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS 等
周知徹底してください。入場券券面にて案内することも推奨いたします。
- ・観客に限らず、一般に公募される者(ボランティア、懸賞応募者、イベント参加者、招待者等)に
ついては、同様の基準とすることを推奨する。

【入場制限対象者】 *P60~63 もあわせてご確認ください。

①過去 1 週間以内から現在までに下記(1)~(4)を含む体調不良のある者

- (1)体温 37.5℃以上
- (2)強い倦怠感
- (3)感冒様症状 (咳・咽頭痛・息苦しさ等)
- (4)味覚・嗅覚異常などの異変がある

- ②PCR 検査陽性歴があり、(1)有症状者では、発症日から 10 日未満、かつ、症状軽快後 72 時間以内の者、(2)症状軽快後 24 時間経過から 24 時間以上の間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認できていない者、または(3)無症状病原体保有者では、陰性確認から 10 日未満の者、(4)検体採取から 6 日間経過後、24 時間以上の間隔をあげ 2 回 PCR 検査陰性を確認できていない者。
- ③濃厚接触者として自宅待機中の者
- ④家族が濃厚接触者として自宅待機中の者
- ⑤家族に①(1)～(4) いずれかの体調不良がある者
- ⑥海外から帰国(日本に入国)して 14 日未満の者
- ⑦マスク非着用 of 者

5. 観客の管理

【大会前】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記に該当する方については来場をお断りするアナウンスを行うこと。
- ・来場予定より 2 週間前に海外渡航歴のある方は、来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染された方、症状がなくなったと感じられた場合でも、医療機関や保健所から療養終了の判断が出るまで来場をお断りする。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方
保健所より濃厚接触者と判断されてから 2 週間以内のご来場はお断りする。
- ・発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の諸症状がみられる場合には観戦自粛を求める。(心臓、肺などに基礎疾患がある場合も同様) 自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底
- ・観客及び関係者に対し、接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を促す。*COCOA は、電源及び Bluetooth を on にしてからマナーモードにしてください
ようご案内をお願いします。
(ゴルフトーナメントは、「人数上限及び収容要件が定まっていないイベント」であること。
また、「観客が自由に移動できるイベント」であり、イベント会場内で「行動区域を管理することが困難なイベント」であるため、接触確認アプリを入場者に要求することは、安全を高め、感染症対策の弱点を補います)。

【入場時】

- ・ゴルフトーナメント会場でのマスク着用の徹底。(大会で配布しない等、事前案内の徹底)
- ・入場ゲート前、または入場ゲート通過時、サーモグラフィまたは非接触式体温計で検温の実施(基準 37.5°C)
来場者の平熱を把握することはできないため、目安として 37.5°C以上の発熱を感知した場合、

または平熱より高い状態が2日ないし3日以上続いた場合には、健康に関する注意・確認を行う。発熱しない感染者もいるが感染者が入場する確率を下げることができる。

*サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日影での実施を推奨

- ・入場時の濃厚接触を減らすための工夫（ゾーニングなど）

開場時間の繰り上げと、入場ゲート手前の新たな待機ゾーンの設置による入場時の混雑緩和。

【観戦中】

ゴルフトーナメントは、選手・キャディの近くを随行する特徴があるため、スタジアム競技より徹底強化する必要がある。（熱中症防止対策として、人との距離を確保する前提で、マスクの脱着についても周知徹底する）

- ・3つの密を避ける策として、人数制限（各日共通チケットの見直し、中止・順延時の振替観戦規則の見直し）やゾーニング（環境を区域分けすることや密集や交差を避けること）、誘導人員の配置を検討する。
- ・観戦時の濃厚接触を減らす工夫を講じ、対策事例を共有し安全レベルを高める。
サインや握手の禁止、プレゼント等の受け取りの禁止（協会側から選手及び観客への案内）
- ・キャディマスター室やスタートホール、最終ホールなど混雑箇所への移動制限と誘導員配置。
- ・応援歌合唱、鳴り物使用の応援スタイルの変更と観客同士のハイタッチ等接触の禁止を野球・サッカーでは注意されているが、ゴルフ観戦で発生する可能性は低い。但し飛沫感染や接触感染の恐れがある場合は、協会及び大会事務局で協議し、選手及び観客へ案内する。
- ・手指消毒剤を設置する。
- ・ファンから手渡されたペン、色紙、ボールなどでの行うサインや、ハイタッチ等を行わない。

【観戦後】

- ・送迎バスの配車場所、並び列等の分散等により、退場ゲートの混雑解消などを行う。
- ・トーナメント観戦日から2日以内に、PCR検査で陽性が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合には、大会事務局が指定した連絡窓口に連絡をいただく。（事項6-(2)も参照）

6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応

(1)基本対応

- ・余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関での受診、帰宅を促す。
- ・症状の確認
- ・サーモグラフィ、非接触体温計等で検温（1次検温）
- ・隔離場所へ移動
- ・マスク着用、フェイスシールド、防護服（簡易レインウェア可）、ゴム手袋を着用したスタッフ（医療従事者がいれば望ましい）が体温確認（2次検温）
- ・必要に応じて、大会が手配する医療従事者の診断、判断を仰ぐ。
- ・必要に応じて、管轄保健所、連携医療機関への連絡、案内

(2)観客に感染者が発生した場合の発表について（日本野球機構と同対応とする）

（陽性感染者が感染可能期間中にトーナメント観戦していたことが発覚した場合等）

【陽性感染者の場合】

対応の必要性：当該観戦日が発症 48 時間前以降に当たる場合

自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

また、当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取りを行い、同日の観戦者へ健康観察などの注意喚起を行う。

【濃厚接触者と認定された場合】

対応の必要性：当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する（自主隔離含む）までの期間に当たる場合

濃厚接触者の当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取り及び公表は行わない。但し、自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

(3)医療アドバイザーとの対応協議

- ・ 集団発生に対するリスク回避を検討

7. ゴルフトーナメント特有の対応について

①応援スタイル・ファンサービス

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。握手、サインの禁止、プレゼント等の受取り断るなど、ファンサービスの中止を予め告知する。（集まる目的、接近する目的を無くす）ことで観客の理解をとり、また、誘導人員を配置するなどして、キャディマスター室周辺の密集を回避する。

②観客の送迎

重要： ・バス会社が常に講じる感染予防対策の徹底を依頼する。

- ・濃厚接触にならない(以下の要素が重ならない)ように計画する。

「手の届く距離で、感染防止策なしで、15分以上いること」

運用： ・乗車前：マスクの着用を点検、非接触式体温計での検温

- ・乗車前後:手指消毒

- ・乗車中：マスクの着用/発話の禁止/換気（1時間に3回の換気を推奨）

- ・手すり、椅子、つり革等、不特定多数が触れる箇所を毎日消毒する

- ・乗車率(1台についての乗車人数)に関しては、走行時間を考慮して判断する

- ・運転手の感染防止策含めバス会社が常に実施している感染防止策に加え、会場までの時間、距離、天候等を踏まえバス会社等と協議の上で対策を講じる。

③ギャラリープラザについて

P41 「X-3-③ 飲食販売関連」参照

④ギャラリースタンドについて

人数制限については、換気も良く、すべて同一方向を向いているため、以下の対策徹底を前提に制限は不要です。(人と人が触れない程度の距離、グループ毎に1人分の距離程度の確保をする)

- ・マスクの着用(常時・着用率100%)
- ・発話の禁止(応援は拍手のみ)
- ・手すりなど不特定多数が触れる箇所は定期的な消毒を行う。
- ・椅子(座席)については、毎日消毒を行う。
- ・監視誘導員の配置。(人数制限コントロール含む)
- ・上記の対策を前提として、**飲食を禁止することで収容率を100%とし、飲食を許可する場合は人と人の距離を確保(50%以下等の制限)する**等で安全の担保をお願いします。

⑤その他、ギャラリーの密を防ぐための施策例(来場人数・ロケーションにより検討)

- ・観客の移動は順行が良い(逆流・交差をしないようにする)
効果：逆流による密接、密集と対面、声の掛け合いを防ぐ
対策例：クラブハウス前やパッティンググリーンは時計回りにする
ティーイングエリアやグリーン周りはクロスウェイを活用して時計回り・反時計回りにする。袋小路の場所には注意が必要で、袋小路にする場合は往路と復路を作る、そのエリアへの入場制限を行う。
- ・傘をさしながらの観戦を推奨する
効果：ソーシャルディスタンスを確保、熱中症対策にも有効
- ・選手のサインや握手、撮影会等のサービスを状況に応じて中止する。
効果：クラブハウス周辺など、人が集まる状況、選手を待つ時間などによる密集を防止
対策例：決定した方針は、観客に主催者・協会から断る。(都度、選手本人に断らせないように主催者及びゴルフ協会が配慮すること。サービスを期待する観客もクラブハウス周辺等に集まらないようにする)
- ・指定されたエリア以外(コース内)で、飲食をする場合には、2m以上の対人距離をとる。(ギャラリースタンド及びギャラリーロープ沿い3m以内での飲食を禁止する等)
- ・熱中症対策として、人との距離を十分に確保できる場合には、マスクを外すことを推奨する。
- ・喫煙所、手洗い、トイレ等、譲り合いながら利用するようにする。

⑥事前の告知例(大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

本ガイドライン P60・61 ページ 「来場されるお客様への案内」(サンプル)

P62・63 ページ 「入場券に関する案内」(サンプル) 参照

XI. イベント開催制限の段階的緩和の目安

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 11月12日発令)

政府の緊急事態宣言が発令されていない地域（特定都道府県以外）は、11月12日発令されたイベント基準が該当します。但し、独自の緊急事態宣言を発令している場合、各自治体で独自のイベント制限等を定めている場合には、開催自治体の制限範囲でのイベント開催をお願いいたします。

イベントの開催に関しては、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、マスクの着用、手指の消毒、室内の消毒と換気等の、適切な感染防止策を講じた上で、一定の収容率や人数を目安とし開催することも可能です。ただし、これらの目安にかかわらず、密閉された空間等で大声を出すイベント等については、主催者に慎重な対応を求めています。また、主催者は、特に、全国的な移動を伴うイベントには、各段の注意が必要です。

未だ医療機関への負荷が続いている状況にあるが、全国的に見れば新規の新型コロナウイルスの感染者の報告数については減少傾向にある。こうした中、スポーツ・文化活動に関わる大規模イベントを開催したいという期待が高まっている。しかし、その一方で、大規模イベントに関しては、参加者が多数かつ広域にわたるため、感染が発生した場合の影響が極めて深刻になる可能性があります。第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会（9月11日）にて、政府へ以下の提言がされています。

1. 地域の感染の状況がステージⅠ又はステージⅡ相当と判断されれば、マスク着用などの感染防止策を徹底することを前提として、5,000人という人数上限を解除することを検討して頂きたい。また、歓声や声援などが想定されないクラシックコンサートなどについては収容率を100%以内とすることも検討して頂きたい。
2. ある都道府県で感染の状況がステージⅢ相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限を元に戻すことやイベントを中止することを含め、慎重な対応をとって頂きたい。
3. 国民向けに、イベント参加の際に気を付ける点やイベントの前後にも感染リスクがあることについて周知をして頂きたい。
4. 感染防止と社会活動の両立に向けて、民間企業や自治体などとも連携し、大規模イベントに係る科学的知見や好事例の分析及びAI等技術を活用したシミュレーションなどを用いて、より有効な対策についてさらに検討して頂きたい。

※いずれのステージにあるかについては各都道府県が判断する必要がある。

*政府のイベント開催制限の段階的緩和の目安は「2月末」までの基準が公表されておりますので更新されました際は、最も新しい情報をご参照くださいますようお願いいたします。

【イベント開催時の必要な感染防止策】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

【イベント開催時の必要な感染防止策②】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

【飲食を伴うものの発声がない場合の対策】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策 【別紙2】

○ 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）	
① 食事時以外のマスク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m ³ /時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

【イベント区別例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるもの の例 【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインに判限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

【観客席がないイベント(野外フェス)対策例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

○ これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

【観客席がないイベント(初詣等)対策例】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

初詣における感染防止対策の留意事項について

【別紙5】

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・利用する駅の分散
- ・混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

【参考：屋内イベント開催のあり方に関して】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント 【別紙6】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5µm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5µm以上）の吸い込み ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5µm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

【参考：個別イベント開催のあり方に関して】 *内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡(11/12)

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について 【別紙7】

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

エビデンス・実績

必要な感染防止策

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

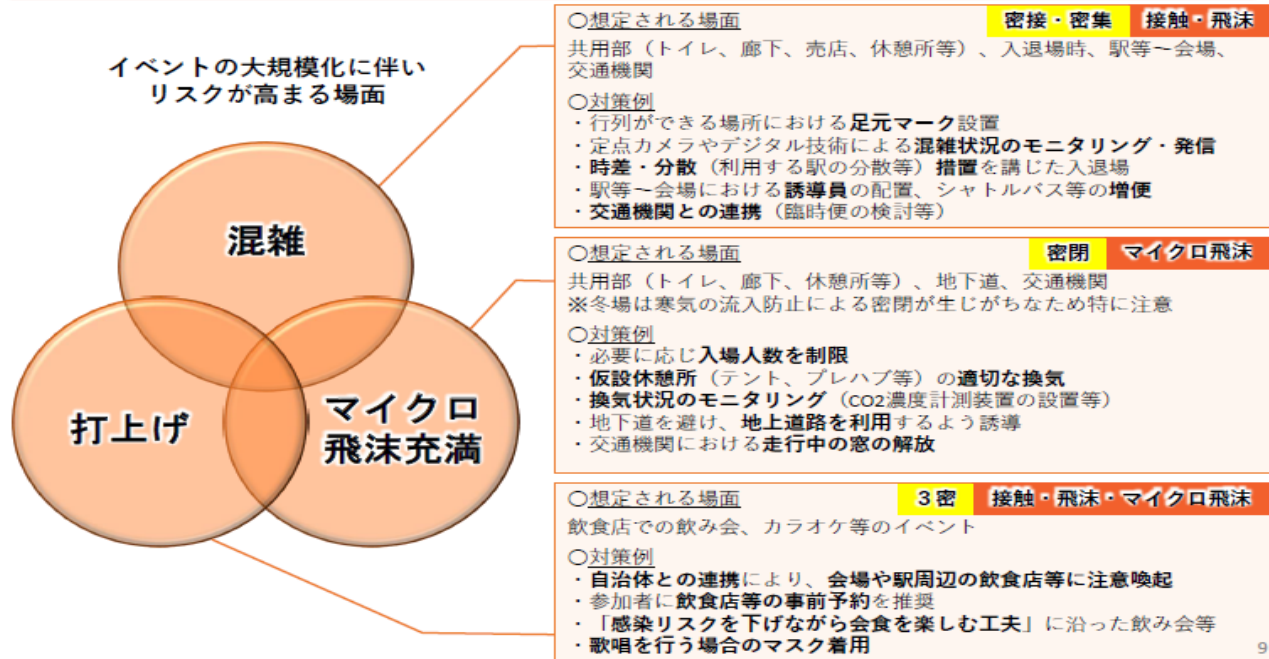
- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙 8】

- イベントが大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



【イベント開催制限の段階的緩和の目安】 2月末までのイベント開催制限の考え方について

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	イベントの種類	収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの （注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

【イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置】

【別紙3】

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
 - ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておく**こと等）
 - ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し**、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**
- ※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に**感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等**の協力を求める。

【感染防止のチェックリスト】

【別紙4】

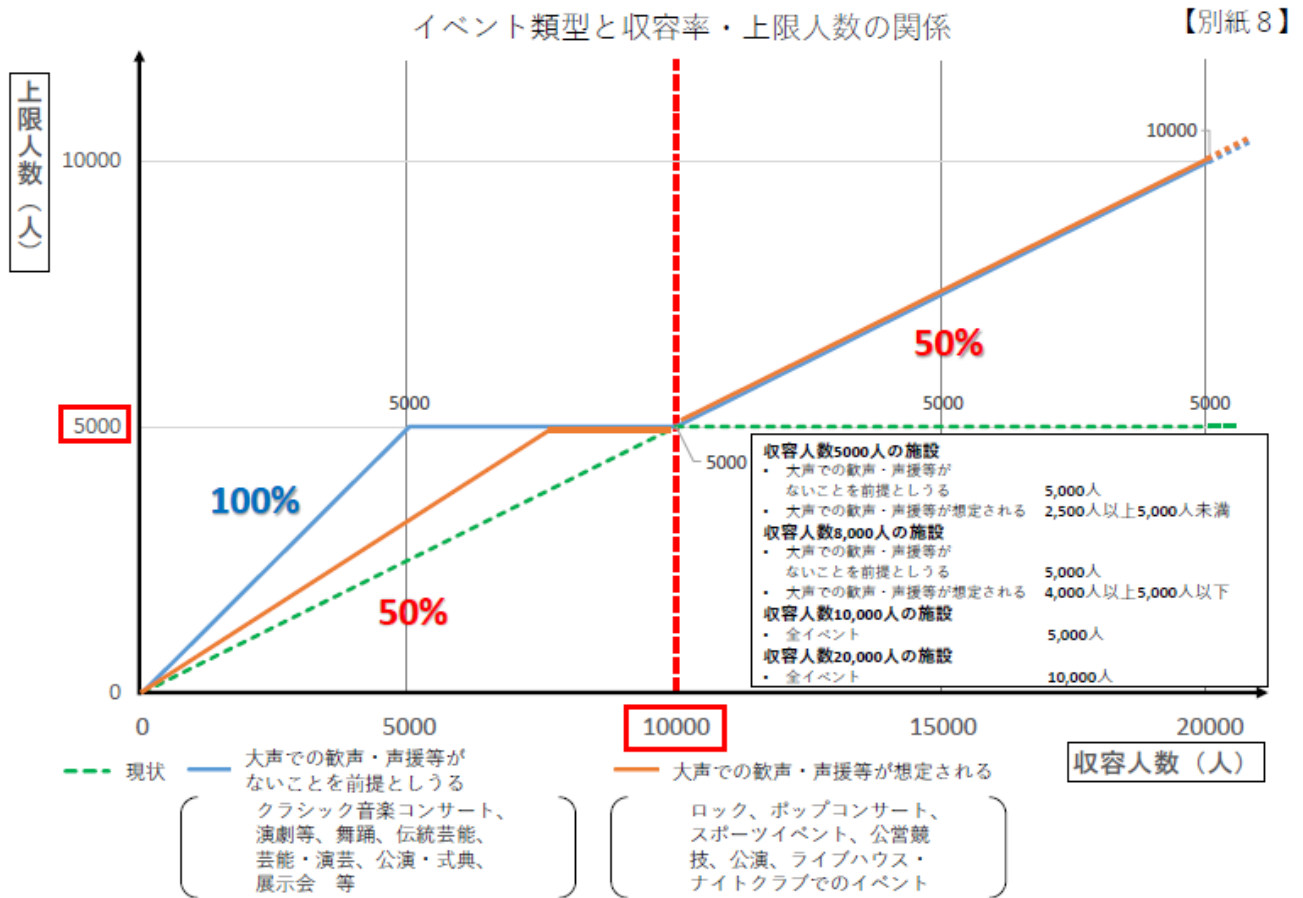
感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

【イベントの人数上限の目安】

【イベント類型と収容率・上限人数の関係】



【イベント類型と収容率・上限人数の関係】

各種イベントの大声での歓声・声援等の有無により、収容率や最大人数の制限が設けられています。

具体的には、以下のような開催制限が行われています。

(1) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント

収容人数にかかわらず、引き続き、収容率50%以内(※)

(※) 座席配置については、「異なるグループ間では座席を1席空ける」、「5人以内の同一グループ(例えば家族や友人等)内では座席間隔を空けなくてもよい」ということになります。座席の配置次第では、収容人数10,000人以下の会場であれば、5,000人を上限に、収容率は50%を超える場合があります。

例) 収容人数10,000人のコンサートホールで、イベントを開催する場合

(これまで) 5,000人まで可能

⇒ (9月19日以降) 従前のおり観客5,000人のイベント開催が可能(収容率50%)

・ 収容人数20,000人のコンサートホールで、イベントを開催する場合

(これまで) 5,000人まで可能

⇒ (9月19日以降) 観客10,000人のイベント開催が可能(収容率50%)

(2) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

1. 収容人数 10,000 人以下の場合⇒5,000 人を上限に収容率は 50%を超えてもよい(最大 100%)

2. 収容人数 10,000 人超えの場合⇒収容人数の 50%

(※) 収容定員が設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔

例)・収容人数 5,000 人の施設で、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

(クラシック音楽コンサート等)を開催する場合

(これまで) 2,500 人まで可能

⇒(9月19日以降)条件が満たされた場合には、観客 5,000 人のイベント開催が可能

(収容率 100%)

・収容人数 8,000 人の施設で、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント

(クラシック音楽コンサート等)を開催する場合

(これまで) 4,000 人まで可能

⇒(9月19日以降)条件が満たされた場合には、観客 5,000 人のイベント開催が可能

(収容率 62.5%)

(参考) **【基本的対処方針変更に伴う方針変更(令和3年1月7日及び2月4日)事務連絡**

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

(参考) **【2月末までの催物の開催制限等について(令和2年11月12日)】事務連絡**

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

(参考) **【11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日)】事務連絡**

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

[参考] 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和3年1月29日時点版

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

最後に、本ガイドラインは、感染対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していく予定です。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なります。開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催することが前提であることを強調しておきます。

政府の方針を守り、主催者、開催地自治体、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る”“すべての大会関係者を守る”、“観客を守る”、“開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”、“日本のスポーツ文化を守る”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

以上の点を考慮し、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ゴルフトーナメントを開催する決断と実行を、お願いいたします。

2021年2月18日改訂

「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」

公益財団法人 日本ゴルフ協会

公益社団法人 日本プロゴルフ協会

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

一般社団法人 日本ゴルフツアー機構

一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会

顧問：炭山 嘉伸 東邦大学理事長 公益財団法人日本感染症医薬品協会顧問（前理事長）

日本外科感染症学会名誉理事長 日本環境感染学会名誉会員

東邦大学 炭山嘉伸理事長からのご提言 2020年2月12日

昨年、特に夏以降、プロゴルフトーナメントが大きな問題もなく開催できたのは、大会に携わる全ての人が、本ガイドラインをきちんと理解し、遵守して運営にあたったからであり、改めて皆様のご協力、ご努力に敬意を表します。

残念なことに12月頃から全国的に感染者が大幅に増え、新年早々、大都市圏を中心に再び緊急事態宣言が出されましたが、いよいよプロゴルフトーナメントの開幕も近づき選手や協会、大会に関与する皆さんも準備に余念がないことと思います。

ゴルフトーナメントは全国各地で行われることから、各大会が開催される地域の感染状況、政府や自治体の見解、管轄保健所の受け入れ体制等は異なり、一律のルールを適用するのには難しいものがありますが、現在の状況からすると、全てノーマルな形でトーナメントを開催するまでには、もう少しの辛抱と忍耐、そして各自の努力が必要と思われます。

引き続き「安全第一」の対策を講じることにより社会に対する責任を果たしつつ、皆さんの力で「日本のスポーツ文化を守る」ことにご尽力していただけるようお願いいたします。

炭山嘉伸

参考文献：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年2月2日変更)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030202.pdf

参考文献：提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

2020年3月12日及び5月22日

https://npb.jp/npb/20200522_ig_coronavirus_teigen.pdf

日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門家チーム・地域アドバイザー

賀来 満夫（東北医科薬科大学） 三嶋 廣繁（愛知医科大学） 館田 一博（東邦大学） 高橋 聡（札幌医科大学）

國島 広之（聖マリアンナ医科大学） 掛屋 弘（大阪市立大学） 大毛 宏喜（広島大学） 泉川 公一（長崎大学）

参考文献：NPB 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（有観客開催）

一般社団法人日本野球機構 2020年9月19日

https://npb.jp/npb/20200919_guideline_for_2020season_games.pdf

参考文献：Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 2020年5月14日（最新更新2021年1月25日）

https://www.jleague.jp/img/pdf/2020_1102_01.pdf

参考文献：新型コロナウイルス感染症の“いま についての 10 の 知識

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 2021年2月1日

https://corona.go.jp/proposal/pdf/chishiki_20210201.pdf

【参考】 FAQ（よくあるご質問）

Q.政府方針がガイドラインと合わない（政府のイベント制限人数が変更になった等）

A.ガイドラインは、政府の方針変更に伴い、都度改訂していくことが原則となります。

政府や開催自治体の方針に従い開催基準を決定していくという大原則は変わりませんので、できるだけ迅速に改訂するようにいたしますが、大会の準備におかれましては、最新のガイドラインの基本対策に則り、新しく示された制限や追加対策（特に飲食に関する注意等）を、参考に準備をお願いいたします。（最新の政府及び開催自治体の規則が最優先）

Q.緊急事態宣言下でも、5000人以下・50%以下入れてよいのか？

A. 特定都道府県（緊急事態宣言発令された地域）でのイベント制限は、5000人・50%と改訂されました。

現在の状況が続く場合と仮定してご説明いたしますと ゴルフトーナメントは定員の概念がありませんので、「最大5000人」という数値が優先となります。

但し、以下が正式なイベント制限に関する方針ですので、総合的に数値を判断してください。

○政府の基本的対処方針及び、内閣官房からの事務連絡には以下の通りに記載されています。（抜粋）

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

①催物の制限緩和の目安

(略) 2月7日までの間位における催物開催の目安を以下の通りとする。

・屋内、屋外ともに5000人以下

・上記人数要件に加え、屋内にあっては、収容定員の50%以内の参加人数にする。

屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

なお、催物開催に当たっては、基本事項に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

②人数制限や収容率要件の解釈

9月11日及び11月12日付 事務連絡（本ガイドライン39・55ページ URL記載）

(2) それ以外の都道府県

9月11日及び11月12日付 事務連絡（本ガイドライン39・55ページ URL記載）

(3) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

地域の感染状況等を踏まえながら、段階的緩和を検討すること。

2、但し、現ガイドライン（12月3日版＝11月12日付、政府事務連絡方針を遵守）では、

ゴルフトーナメントは、野外フェスと同様の位置づけであるとされており、そのままの数値を使うことができません。（本ガイドライン39～40ページ「X-1観客動員について」参照）

5 団体対策本部で協議・作成したガイドラインで（内閣官房業種別ガイドライン）で、お示しできますことは以上となりますので、上記をお含みいただき、自治体と協議の上でご判断をお願いいたします。

Q. 5000 人に関係者は含まれますか？

A. ガイドラインでは、「観客と招待者の合計」とすることを推奨しています。

例) ガイドライン 17 ページ

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・接触者)を、各自で記録しておくように要請する。

*感染拡大防止管理する側と、その他(観客及び招待者)と広義で解釈しております。

但し、自治体によっては、「関係者も含む(全国から集まる)」と、解釈・定義しているケースもありますので、開催自治体と確認の上で、設定してください。

Q.検査機関について

A. (炭山アドバイザー)

検査機関についてですが、ゴルフ協会で紹介する機関のように国(厚労省)からも認められ、信頼できる機関で検査をすることで、選手や関係者の安全が担保できるものと考えております。

PCR 検査につきましては、管轄するゴルフ協会にご相談ください。

Q. ギャラリープラザの調理品は、なぜ良くないのか？

A. ガイドライン 12 ページに示した部分

(大前提) 主催者様で判断いただくこと。

保健所の許可=問題ないとご判断いただいて宜しいかと思えます。

(ガイドラインに示した理由)

感染拡大期(ステージ上昇)の場合は、完全に封入されている完成品、衛生管理が整う専用工場等で作られた完成品のほうが安心は高まるとして完成品を推奨いたしました。

また、ガイドライン 33 ページ個包装のものを販売する。観客の持ち込みによるリスクの低下などを検討いたしました。

調理者においても、会場でのトイレ・水道環境、消毒環境と専用工場の比較をした場合にリスクを下げたいと考えました。

(ギャラリープラザは、現金授受・トレー使用など、不特定多数の人が触ったものを販売者も触れるケースが多い)

イベントには人の出入りが多く、会場への移動、洗面やトイレ等、通常とは異なる部分が多く、安全衛生的観点から、いろいろなリスクが存在します。

イベントの責任を問われてしまうこともあります。従いまして徹底して、リスクを回避することが、大会を継続するための策になると思いましてガイドラインにお示しした次第です。

【参考】 来場されるお客様への案内（文章サンプル）

【来場されるお客様へのお願い】 *以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

下記の注意事項を必ずお読みください。

新型コロナウイルス感染防止拡大のため、(〇〇〇〇〇〇〇〇トーナメント名)についても政府及び〇〇県(各都道府県)の方針を踏まえ、ゴルフ関連5団体で定めるガイドラインに基づき、入場制限(人数もしくは比率)にて開催いたします。

ご来場の皆さまにおかれましても、入場時の検温など大変ご不便をおかけしますが、感染予防対策強化にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【ご来場について】 *以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

(1) 以下の事項に該当する方は入場をお断りさせていただきます。

(i) 過去1週間以内、又は当日の検温にて体温37.5度以上発熱のある方

(ii) 強い倦怠感、感冒様症状(咳、咽頭痛、息苦しさ等)、味覚・嗅覚異常などの異変がある場合を含む体調不良のある方

(iii) ご本人又は同居のご家族に、PCR検査陽性歴がある方(詳細記載の場合は1~4に該当)

(1)有症状者では、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内の方

(2)症状軽快後24時間経過から24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない方

(3)無症状病原体保有者では、陰性確認から10時間未満の方

(4)検体採取日から6日間経過後24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できていない方

(iv)ご本人又は同居のご家族が濃厚接触者として自宅待機中

(v)家族に(i)におけるいずれかの体調不良がある

↑判断が難しい為、(i)とは別にして事務局にて個別対応(説明)

(vi) 海外から帰国(日本に入国)して14日未満

(vii) マスク非着用の方

(2) 以下にご協力いただけない場合は入場をお断りさせていただきます。

(i)ご入場時の検温・消毒液による手指消毒

(ii) マスク持参・常時着用

(3) ご入場時の検温に時間がかかる場合があります。ご入場時の混乱を避けるため、ご来場の際は時間に余裕をもってお越しください。

*ギャラリーについては、「1週間の検温記録」や「体調の状態を問診」を行うのは困難なため「該当する場合は来場を控えていただく」依頼事項として事前周知されることを推奨いたします。

【ご観戦について】 *以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

- (1) 会場内では密集を避け、必ず他の人との距離を1 m(できれば2 m)離れて観戦してください。
また、声を出さない応援(拍手)にご協力お願いいたします。(口笛・指笛等も禁止といたします)
選手に接触する行為、声をかける行為等を禁止とさせていただきます。
感染拡大防止のため、サインや握手等、選手と接触する行為は固くお断りいたします。
プレゼントの受け取りもお断りいたします。
- (2) 会場内では定められた順路に従ってご観戦ください。(交差・離合を削減するため) 原則として、
ティーイングエリアからグリーン方向へ順行でご観戦ください。
- (3) 会場内ではこまめに手洗い、手指消毒をお願いします。
- (4) 会場内では飲食の時以外、必ずマスクの着用をお願いします。ただし、熱中症予防で一時的に
マスクを外される場合は、周囲との距離を十分確保いただきますようお願いいたします。
ただし、ギャラリーゲート、送迎バス乗車時、飲食ブースなどでは必ずマスクをご着用ください。
花粉症の方は、マスク着用に加えて咳エチケットをお願いいたします。
- (5) 緊急時の連絡先としてメールアドレスの提供(大会特設URLを作成し、QRコードを配布)を
お願いします。

*観戦後に新型コロナウイルスの陽性判定が出た場合

観戦後にPCR検査で新型コロナウイルスの陽性が判明した際、お客様の観戦日が発症48時間前以降にあたる場合、保健所またはご本人から大会事務局へ連絡を入れて頂くようお願いいたします。その際に来場日時・会場内での行動(観戦場所・随行組等)をお伝えください。クラスター化防止の観点から、観戦日時や行動等を公式ホームページ等で公開させていただく可能性がございます。

感染者との接触を通知する接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスへの登録をお願い致します。

*アプリのQRコードを入口に掲示しておりますのでご利用ください。

*本大会は携帯電話の使用をお控えいただいておりますが、接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため「電源及びBluetoothをon」にした上で、マナーモードにてご観戦ください。

*登録ができない方は、陽性罹患が発生した場合に、その方の来場日時をご連絡いたしますので、入場口にて「氏名・ご連絡先」のご登録をお願いいたします。

- (6) 感染が判明した場合及び濃厚接触者と指定された場合への大会事務局への連絡協力をお願いします。
- (7) 会場内の施設や共有物は定期的に消毒をしておりますが、ご利用の前後には手洗い・手指消毒の徹底、目や口をむやみに触らないようご注意ください。
- (8) 会場内の飲食については、(販売の制限、キャッシュレスの案内、席をあける、時間を制限するなど)をしております。
*アルコール飲料等の販売は行いません。会場内での飲酒は禁止とじていますので、持ち込みもご遠慮いただきたくお願いします。

【参考】 入場券に関する案内（文章サンプル）

【チケットの取り扱いについて】

●内閣官房イベント制限方針（抜粋）

⑩参加者の制限について

入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置をすること。

*但し、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に指定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

考え方：9月末まで 「該当者の来場防止のために、積極的な払い戻しを推奨していた」

11月まで（最新2月末まで）「公表することで、払い戻しは不要にすることも良いとした」

●各日の競技成立の徹底（上記同様に、事前に周知徹底する）

1. 正午等 時間による設定
2. 指定する組が○ホール終了した場合
3. 全体時間に対して、50%（○時間）競技が行えた場合

●事例ごとの取り決め（同様に、事前に周知徹底する）

1. 該当日の競技が中止の場合（天候等による中止） 払い戻し：不可(競技成立の場合)
2. 大会が原因で中止の場合（コース修復のため、消毒の為、サスペンデッド残りだけする場合）
払い戻し：可
3. 大会がサスペンデッドの場合
*競技成立条件をクリアした場合は払い戻ししない。
競技成立条件をクリアしない場合は、「該当日は不成立」として払い戻す
4. 購入者の都合による別日への変更 変更：不可 払い戻し：不可
5. 大会が入場を断る場合（検温・入場禁止の状況） 払い戻し：不可

●特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/1412624.html

【チケットに関して】

- チケットは1枚につき指定の会場・期日のみ、1名様1回限り有効です。
- チケットは、いかなる事情(紛失、消失、破損など)があっても再発行は致しません。またチケットご購入後のキャンセル・払い戻しも一切できません。大会の終了まで大切に保管してください。(*1)
- 入場前に半券(控券)を切り離すと無効になります。また、チケット券面記載事項が故意に改ざんされ、変更されている場合はご入場をお断り致します。

(*1) 大会終了まで保管を促す必要はないが、中止・不成立等で、すべてのチケットが払い戻される可能性もある。その時に「買っていた。持っていた」と言われられないため。

(そのような場合、本券・半券で払い戻しをする)

- 事前の告知例(大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)
 - ・発熱や体調がすぐれない場合は来場しないでください。
 - ・入口の検温で37.5℃以上の場合入場をお断りします。
但し競技不成立以外、入場券の払い戻しは致しません。
 - ・感染防止策に協力をお願いします。
 - ・大会では新型コロナウイルス感染防止策を講じておりますが、自己防衛もお願いいたします。
 - ・体調に異常がある場合は、スタッフまでお知らせください。(ケガ等の応急処置はいたしますが責任は負いかねますので予めご了承の上ご観戦ください)
 - ・感染防止策に協力いただけない方は、退場していただくことがあります。

【転売禁止に関する文章例】

- チケットの転売禁止について
 - ・チケット及びチケット購入の権利を正規料金以外で転売をしたり、営業上の販売促進若しくはそれに類すると判断される行為に使用することは固くお断り致します。上記に該当すると思われる行為が発見された際は、該当チケットを無効とし、ご入場をお断りすることがあります。この場合、チケット料金・旅費等、一切払い戻しは致しません。尚、転売行為とは、オークションへの出品・落札、インターネット上の売買、チケットショップ、購入代行業者、ダフ屋や悪質な第三者を通じての売買等を含んでおります。
 - ・友人・知人の方に定価以下でお譲り頂く際、またはチケットを同伴者様へ渡される際は、オークション出品等の転売行為をされない様、チケット購入者様から必ずご説明をお願い致します。

※チケットの譲渡等に関するトラブルの責任は一切負いかねます。

※チケットをご購入されたご本人様以外の入場ができない公演チケットは、如何なる場合も譲渡はできませんので、ご注意ください。

感染予防措置 実施チェックリスト

(別紙1：イベント開催時の感染防止策)

【確認の手順】

- ① A.を参照し、①により実施可能なイベントであること、②が記載されていることを確認。
- ② B.の全項目について記載があれば、今回の緩和措置の対象となる。
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C.の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。
※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提とするものに限る。

A. イベントを実施するための条件			
□	①	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。 * ゴルフトーナメント会場の特性や、感染しやすい状況や特別な対策など、「ガイドライン」にて示した対策準備をお願いします。
□	②	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
B. 9月19日以降の緩和措置を適用するための条件 (A及びBの担保が必要)			
□	③	マスク着用の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
□	④	大声を出さないことの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 口笛・指笛なども禁止
□	⑤	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの奨励
□	⑥	消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが附着した可能性のある場所) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
□	⑦	換気・保湿	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気 (寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け) * 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下 (※) を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
□	⑧	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、休憩時間や待合場所等の密集回避 * 人員の配置、導線の確保等、体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
□	⑨	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声や発声を伴う可能性のある場所では隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける ・インタビューやオークション等で発声する場合には、発声者から聴講者の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

□	⑩	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が50%を超える場合は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。→⑨～⑫を遵守することが前提） 例：身体的距離が確保できる場所での飲食は認める。 (混雑する場所／ギャラリースタンド／観戦スペース(ローピング付近)での飲食を禁止する) ・ 過度な飲酒の自粛
□	⑪	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる 【払い戻し措置等の規定】 ① 発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する ② 当該規定内容の周知が実施までの間に十分に図られる * 上記①②が前提であれば、払い戻しは不要にできるものとします。
□	⑫	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行われていること。 * ゴルフトーナメントにおいては、この部分に管理上の問題がありますので、以下のよう できる限りの対応をお願いします。 選手：ロッカー固定・レストラン利用時は伝票とテーブル番号(同席者の把握)等 関係者：諸室の座席固定を可能な限り行う。移動車両のメンバー固定等 観客：①陽性者発生はホームページにて報告することを周知徹底する。 (来場日時を公表し、同日の来場者に健康チェックを促す) ②連絡先を把握に努める。 (チケット回収部分に指名・連絡先の記入／アプリ登録等) ・ 事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCONA)や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入 * 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ(COCONA)を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する
□	⑬	選手、すべての参加者・来場者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出場・練習・来場を控える ・ 選手及び選手関係者と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
□	⑭	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ・ 交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
□	⑮	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
□	⑯	PDCAの体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等のPDCAが適切に回る仕組みの構築 * イベント主催者による保健所等への協力 * 関係団体が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める * 実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく

C. 大声での歓声、声援等がなく、食事の伴わない場合で、収容率50%を超える場合の条件（A,B及びCの担保が必要）			
<input type="checkbox"/>	⑰	マスク着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率100%を担保
<input type="checkbox"/>	⑱	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（人員を配置する等） ・隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ・大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントに加え、大声禁止の十分な実績がある場合には、大声禁止の担保措置、適切な行動管理、十分な換気等を前提に、収容率50%を超えることを認める）
※ ⑰～⑱は、担保のための確実な措置を講じる（例えば常時監視のための人員配置、デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等）			
D. 食事を伴うが発声がない場合（会話を禁止できる場合）で、収容率50%を超える場合の条件（A,B,C及びDの担保が必要）			
<input type="checkbox"/>	⑲	食事時以外のマスク着用担保	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること
<input type="checkbox"/>	⑳	十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・①二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または、②機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
<input type="checkbox"/>	㉑	発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・発声が想定される場面（休憩時・イベント前後）の観客席での飲食を禁止すること
<input type="checkbox"/>	㉒	食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。
E. 参加者が自由に移動できるイベント（花火大会／野外フェス等）（A,B及びEの担保が必要） *ゴルフトーナメント同じ特徴があります。			
<input type="checkbox"/>	㉓	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・催物中の区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
<input type="checkbox"/>	㉔	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場

感染予防措置 実施チェックリスト

(別紙2：飲食の感染防止策)

<input type="checkbox"/>	①	マスク着用の奨励 咳エチケットの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・レストランや飲食売店の入口及び客席にマスク着用の掲示・周知 ・飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知
<input type="checkbox"/>	②	大声を出さないことの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・販売員・従業員間での大声を避ける ・利用者同士での大声での会話は避けるよう掲示・係員等で注意喚起する
<input type="checkbox"/>	③	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗い・手指消毒の奨励
<input type="checkbox"/>	④	消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、調味料せ等、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒 ・店舗入口への消毒液の設置 ・客が入れ替わる毎にテーブルの消毒を実施（利用前後に各自で清拭消毒できるように備品設置も推奨/共有ではなく、使い捨てられる除菌シートを推奨）
<input type="checkbox"/>	⑤	換気・保湿	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気
<input type="checkbox"/>	⑥	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限） ・調理待ちや精算等、順番待ちをする場合に間隔を開けるよう誘導 ・順番待ちが店外に及ぶ場合は、スタッフが間隔を保つように誘導するか、整理券の配布などを行い行列を作らないようにする。 ・導線の確保
<input type="checkbox"/>	⑦	利用者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温等、有症状者の入店をお断りする旨の掲示
<input type="checkbox"/>	⑧	従業員の行動管理 * 開催コース、売店出店社、 弁当及び飲料納入者へ 事前伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者（発熱又は風邪の症状）の出勤自粛 ・従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告 ・従業員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯 ・濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止 ・大声を避け、マスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底 ・従業員のロッカールームや控え室は換気し、室内は定期的に清掃する ・休憩中もマスクを着用するなど工夫する
<input type="checkbox"/>	⑨	接客時共通事項 * 選手レストラン、 招待者レストラン、 オフィシャルホテル、 ホスピタリティラウンジ等	<ul style="list-style-type: none"> ・料理は個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する ・スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する ・ピュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する ・トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す
<input type="checkbox"/>	⑩	カウンター席の接触回避	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する ・カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置などを工夫する ・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する

□	⑪	テーブル席の接触回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する ・ テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける ・ 少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける ・ 他のグループとはできるだけ1 m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫 ・ テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ
□	⑫	会計時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する ・ 電子マネー等非接触決済の導入奨励 ・ 現金、クレジットカードの受け取りにコイントレイを使用する (コイントレイや手指の消毒を徹底) ・ 飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する <p>*会計スタッフと、調理・料理運搬(引渡し)するスタッフは別で用意することが望ましい。</p>
□	⑬	店舗共用部での対策	<p>○店内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンク、コーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭 ・ テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についてもお客様の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤(界面活性剤)で清拭 ・ 卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤(界面活性剤)で清拭や用具の交換を行う <p>○トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭 ・ トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置く
□	⑭	ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う
□	⑮	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ テント、椅子、テーブル等、仮設物の引渡し時の消毒 (管理者が切り替わる時に清掃・消毒をして引渡すのが望ましい) ・ 飲食提供委託者は、「業種別ガイドライン」を遵守する。

大会名		調査担当者	
調査日（開始日時）	月 日() :	管轄保健所	
調査日（終了日時）	月 日() :	” 電話番号・担当者	
感染者情報			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ()
自宅住所		入院／隔離予定	入院／ホテル／自宅
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
” 関係		復帰日	
調査内容			
1. 感染したと思われる日時と状況	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
2. 最初に症状が現れた日時と症状 (発熱／咳／倦怠感／末嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など)	月 日() :		
3. 濃厚接触した相手と日時 発症2日前～発表日までの行動履歴	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
	月 日() :		
4. 保健所への連絡状況（指示等）	月 日() :		
5. PCR検査 および 陽性判明の日時	PCR検査	場所： 日時：月 日() :	
	陽性判定	日時：月 日() :	
6. 入院 / ホテル / 自宅待機の開始日時	月 日() :		
7. 現在の状況（症状）	月 日() :		

【極秘扱い】濃厚接触者調査※裏面：個人情報の取扱いについて

【書類管理番号： / 人中 人目】

感染調査【書類管理番号】		調査開始日時	
感染者 氏名		調査終了日時	
〃 感染判明日時		管轄保健所	
濃厚接触者確定人数	人中 人目	〃 電話番号・担当者	
調査担当者			
濃厚接触者情報			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ()
自宅住所		隔離予定	ホテル / 自宅 / その他
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
〃 関係		復帰日	
自宅等 待機状況			
月 日() 1日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 2日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 3日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 4日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 5日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 6日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 7日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 8日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 9日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 10日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 11日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 12日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 13日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日() 14日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
特記事項			

【参考】 暫定的な濃厚接触者の追跡

Jリーグでは、保健所による「濃厚接触者の判定」に時間を要し、試合が中断・中止する状態となる前に 独自の濃厚接触者認定及び隔離を行い、試合が停止しないように徹底しています。

【暫定的な濃厚接触疑い者に関する Jリーグ基準】

(1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 2 日前以降の接触を確認する

- 複数人で 1 時間以上の会食については、5 日前以降を確認する

(2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、

- 通訳と、その担当選手
- 寮で同室（ホテル同室、移動車同上）

(3) 1m以内、マスクなしで、15 分以上会話した者

(4) 一般の飲食店で陽性者と飲食を共にした者

(5) 5 日前でも、複数人で 1 時間以上の会食を共にした者

(6) 移動中等での隣席での飲食で、十分に注意を払わなかった場合

- 十分な注意とは、距離（一人おき交互など）、食事時間、会話を慎む、食事前の手指消毒をいう

(7) 48 時間以上連続する発熱・咳・身体のだるさなど疑い症状のある者は「陽性疑い」とみなし、陽性疑い者との関係で「濃厚接触疑い」にあたる者がいないか、確認する

- 他の症状を伴わない単純な発熱は、「陽性疑い者」と見なさない

2020 年 7 月以降、複数の事案で各所の保健所から示された判断をもとに、リーグと専門家会議が協議して定めた基準であり、本ガイドラインにおいても参考になるものである。

感染に関する発表について

本日、本大会に出場している選手（年齢・性別）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年 月 日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に ●●の症状があるものの、大事にはいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。
また、本人の関係者及び、本大会に出場する選手、大会関係者には、風邪などの症状を示している者はありません。
- 現在、保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。また、本人の行動履歴に基づき、大会会場の消毒等は、保健所の指導のもとすぐに行いました。
- 本大会に出場する選手及び大会関係者には、感染防止対策を強化し、検温や健康チェックの強化をして適切に対応してまいります。
本大会は、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

発症前2日間の行動

- 月 日（ ） OFF 午前中は自宅にて家族と過ごす。午後は ●●練習場にて練習
夕食は友人と2人で食事。
- 月 日（ ） 自宅より滞在先へ移動 夜、●●市内で選手関係者●人と食事
※●●駅より、レンタカーにて●●市内ホテルへ移動
同行者1名あり、本人・同行者とも常時マスクは着用
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
●：●● PCR検査
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
会場から●●市内ホテルへ移動（移動は本人のみ）
夕食は ●●と2名でとる。
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者)
練習後クラブハウスレストランで昼食
●：●● PCR検査 陽性判定

入院治療へ

なお、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。

但し該当者の意志は尊重いたします。

他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど、最大限協力して参ります。

どうぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

発表項目 チェックリスト

1. 属性（協会・大会との関係、立場）

2. 経過・症状

- 発症日、初期症状（発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など）
- 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」とする（匿名可）
- 医療機関の所見（肺炎所見の有無、など）
- PCR検査日、陽性判定日
- 現在の容体（上記諸症状、軽症か重症か、治療方針等）
- 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）

3. 発症2日前～発表日までの行動履歴（来場・練習・試合参加等）

4. 感染経路について判明していること

- 友人が ○月○日に陽性判定、○日前に食事を共にした、等

5. 関係者の状況、容体

- その他、関係者に症状があるものはいるか、容体は、等
- 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- 活動停止など

6. 保健所、自治体との連携状況

- 施設消毒の実施状況
- 濃厚接触者の調査状況

7. 今後について

- 感染拡大防止への取り組み
- 活動停止など

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

【裏面】

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問診票

大会参加のため、この問診票に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。

氏名		生年月日	(西暦)
----	--	------	------

大会参加まで直近2週間各日の、毎朝の体温を計測し、大まかな行動範囲、外出先等の記録をお願いします。

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、〔●●●●●●●●（管理会社及び団体）〕にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]
●●●●●●●●●●
TEL: ●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
[個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名
[苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●
*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

2020年 月 日	大会名：	来場日ごと提出
-----------	------	---------

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問診票

※全選手、キャディ、大会関係者、スタッフ用 日別自己申告表（未提出時は大会への出場、参加はできません。）

氏名：	携帯電話番号：	本日の体温： ℃
所属 【該当する箇所に「○」をつけて下さい。関係者は会社名も記載】		選手 キャディ コーチ マネージャー その他 主催者 大会事務局 関係会社 ()
本日の症状 【該当する症状に☑を入れてください。該当しない場合は無記入】		
<input type="checkbox"/> 悪寒	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 咳
<input type="checkbox"/> 全身の倦怠感	<input type="checkbox"/> 筋肉痛	<input type="checkbox"/> 食欲不振
<input type="checkbox"/> 呼吸困難	<input type="checkbox"/> 胸痛	<input type="checkbox"/> 膿性痰
<input type="checkbox"/> 鼻づまり	<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 咽頭痛
<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 味覚障害	<input type="checkbox"/> 嗅覚障害
<input type="checkbox"/> その他 ()		

行動記録表

1. 昨日、プレー中、練習中及び業務中は、ソーシャルディスタンスを守れた。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 会場に来ていない
2. 昨日、会場(又は前滞在場所)から滞在先への移動について <div style="text-align: right; font-size: small;">※同乗者・同行者の確認</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">※同乗者がいる場合、全員マスクを着用していましたか？</div>	<input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 同乗者 () <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 昨日、夕食を誰かと食べましたか？	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 同席者 ()
4. 本日、朝食を誰かと食べましたか？	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 同席者 ()
5. 本日、滞在先（又は自宅等）から会場への移動について <div style="text-align: right; font-size: small;">※同乗者・同行者の確認</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">※同乗者がいる場合、全員マスクを着用していましたか？</div>	<input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 同乗者 () <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6. その他、濃厚接触にあたる人との接触はありましたか？ <div style="text-align: right; font-size: small;">※濃厚接触者…手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者</div>	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (氏名：)

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、[●●●●●●●● (管理会社及び団体)]にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]
 ●●●●●●●●●●●●●●●●
 TEL：●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL：●●-●●●●-●●●●
 *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX：●●-●●●●-●●●●

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

2020年 月 日

大会名：

来場日ごと提出

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問診票

※全選手、キャディ、大会関係者、スタッフ用 日別自己申告表（未提出時は大会への出場、参加はできません。）

氏名：	携帯電話番号：	本日の体温：	℃
所属 【該当する箇所に「○」をつけて下さい。関係者は会社名も記載】		選手	キャディ
		コーチ	マネージャー
		その他	
		主催者	大会事務局
		関係会社	()
本日の症状【該当する症状に☑を入れてください。該当しない場合は無記入】			
<input type="checkbox"/> 悪寒	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> 鼻づまり
<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 咽頭痛	<input type="checkbox"/> 全身の倦怠感	<input type="checkbox"/> 筋肉痛
<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 味覚障害	<input type="checkbox"/> 嗅覚障害
<input type="checkbox"/> 呼吸困難	<input type="checkbox"/> 胸痛	<input type="checkbox"/> 膿性痰	<input type="checkbox"/> その他 ()

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

【本件及び個人情報についてのお問い合わせ先】
●●●●●●●●●●
TEL：●●-●●●●-●●●● *平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)
【個人情報保護管理責任者】 ●●●●●●●●●● 役職 氏名
【苦情・相談窓口】 ●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL：●●-●●●●-●●●●
*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX：●●-●●●●-●●●●

※問診の簡略化について【サンプル】

1、過去14日以内に、ご自身に、発熱の症状はありませんか？	ない	あった
2、過去14日以内に、ご自身に、息苦しさや強いだるさの症状はありませんか？	ない	あった
3、過去14日以内に、咳・くしゃみ・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状はありませんか？	ない	あった
4、過去14日以内に、味覚・嗅覚に違和感を感じる症状はありませんか？	ない	あった
5、過去14日以内に、同居している方に 1, 2, 3, 4の症状はありませんか？	ない	あった
6、過去14日以内に、ご自身・同居している方に海外への渡航歴はありませんか？	ない	あった
7、大会で定める感染症対策及び注意事項を遵守いたします。	はい	いいえ

署名： 連絡先：(未登録の方のみ)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

【参考】感染防止対策 啓蒙サイン(例)

■標語：例) 5つの『Keep』

Keep Wearing the Mask! 常にマスクを着用する

Keep Cleaning Hands! きれいな手を保つ

Keep Distance! 距離を保つ

Keep Quiet! 常に静かにする






Keep Health & Safety! 健康と安全を保つ

■ピクト：厚生労働省：ピクトグラム（使用可能）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

■ポスター類：内閣官房／厚生労働省等でダウンロードができます（使用可能）

感染リスクが高まる「5つの場面」

<p>場面① 飲酒を伴う懇親会等</p> <ul style="list-style-type: none">● 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注力が低下する。また、意識が鈍麻し、大きな声になりやすい。● 特に数層などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が存在すると、感染リスクが高まる。● また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。 	<p>場面② 大人数や長時間におよぶ飲食</p> <ul style="list-style-type: none">● 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご番では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。● 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。 	
<p>場面③ マスクなしでの会話</p> <ul style="list-style-type: none">● マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。● マスクなしでの感染例としては、慶カラボクなどでの事例が確認されている。● 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。 	<p>場面④ 狭い空間での共同生活</p> <ul style="list-style-type: none">● 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。● 寮の前庭やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。 	<p>場面⑤ 居場所の切り替わり</p> <ul style="list-style-type: none">● 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。● 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。 

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン
(Ver.5)」2021年2月18日改訂